

第百六十九回国
会

参議院厚生労働委員会會議録第四号

平成二十年四月八日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二日

辞任

舟山 康江君

補欠選任

風間 直樹君

出席者は左のとおり。

委員長 岩本 司君
理事 家西 悟君
谷 博之君
蓮 舫君
衛藤 晟一君
渡辺 孝男君

委員

足立 信也君
大河原雅子君
風間 直樹君
小林 正夫君
櫻井 充君
津田弥太郎君
中村 哲治君
森 ゆうこ君
石井 準一君
石井 みどり君
岸 宏一君
島尻安伊子君
中村 博彦君
西島 英利君
南野知恵子君
山本 博司君
小池 晃君
福島みずほ君

国務大臣

副大臣

事務局側

政府参考人

内閣府大臣官房

審議官

総務大臣官房審

議官

総務省行政評価

局長

文部科学大臣官

房審議官

厚生労働省医政

局長

厚生労働省健康

局長

厚生労働省医薬

食品局食品安全

部長

厚生労働省労働

基準局長

厚生労働省職業

安定局長

厚生労働省社

会・援護局長

厚生労働省社

保健福祉部長

厚生労働省老健

局長

厚生労働省保険

局長

厚生労働省年金

局長

厚生労働省政策

統括官

舩添 要一君

西川 京子君

岸 宏一君

松田 茂敬君

堀田 繁君

榮畑 潤君

関 有一君

藤木 完治君

山口 崇君

西山 正徳君

藤崎 清道君

青木 豊君

太田 俊明君

中村 秀一君

中村 吉夫君

阿曾沼慎司君

水田 邦雄君

渡邊 芳樹君

薄井 康紀君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○社会保障及び労働問題等に関する調査

(不適正な年金裁定の実態把握に関する件)

(統合された年金記録の内容に関する件)

(歴代社会保障庁長官の責任に関する件)

(食の安全確保に関する件)

(脳科学研究の推進と治療等への応用に関する件)

(後期高齢者医療制度における保険料負担に関する件)

(地方における国公立病院の医師確保に関する件)

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付))

(駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付))

○委員長(岩本司君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二日、舟山康江君が委員を辞任され、その補欠として風間直樹君が選任されました。

○委員長(岩本司君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

社会保障及び労働問題等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省健康局長西山正徳君外十七名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○委員長(岩本司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岩本司君) 社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○櫻井充君 おはようございます。民主党・新緑風会・国民新・日本の櫻井でございます。

年金の問題を中心に今日質問させていただきますが、その前に、先週の土曜日、診療に行ったら、ちよつと解せないことがありましたんで、まずそのことについて質問をしたいと思っております。

処方せん書いていたら、僕は名前、サイン入るんですが、その下にまたサイン入れると言われまして、なぜかというところ、患者さんに、そのサインがないと、処方せんを切ると、もう何もなしなんです。そのまんま全部ジェネリックに変わるんだというんですね、制度が。これって、ジェネリックと一般という普通の薬と完全に差別扱いされているわけですよ。ジェネリックの方が優遇するわけですね、国の制度上。おかしくないですか。

○政府参考人(水田邦雄君) その点につきましては、今回の診療報酬改定におきまして、後発医薬品の使用促進のために処方せん様式が変更されたものでございます。すなわち、これまでではジェネリックに変えても、変更していいというときに医師の署名を求めていたわけでありましたが、今回はその処方を変えては困るという場合に署名をしていただくというふうに変換をしたわけでございます。

これは、ジェネリック、それは先発医薬品と品質、有効性、安全性が同等のものとして承認され

ているものではございますので、患者の自己負担あるいは医療保険財政負担の軽減の観点から後発医薬品の使用促進に取り組んでいるものでございまして、その一環としてそういった変更を行ったものでございます。

○櫻井充君　そこだけ聞きたいことのように思えるんです。ところが、じゃ新薬の開発はそれで進んでいくのかという問題があります。

例えば、武田なら武田でいうと、僕の記憶が正しければたしか千五百人ぐらい研究者の方がいらつしやるかと思えますけれども、それで十年で新薬が割でできるかできないか、このぐらい人と時間と金が掛かっているわけであって、私が思うのは、何もジェネリックをそういう形で推進しなくても、保険点数が二年に一度、新薬の場合でもどんだん下がっていくわけです。特許期間中に、八年から十年ぐらいでしようけれども、その間に十分回収さえできれば、一般的な新薬の価格をジェネリックと同じまで引き下げていいはずなんです。

ところが、その期間に十分に回収できないから、そうすると、一般の先行医薬品の価格をある程度の価格で維持しなきゃいけなくなっちゃうんです。そうすると、どういうことが起こっているかというと、回収期間が十年ではなくて更に長い期間を掛けて回収することになります。そうすると、僕は日本の主力産業というのは、自動車とそれから電機とそれから医薬品だと思っていまして、そういう点でいうと、日本の産業を育てていくという観点からすると、僕は大きな間違いなんじゃないのかなと、そう感じるわけです。

それからもう一つ申し上げると、鳥インフルエンザといいますが、新型インフルエンザのときに、ブレパンデミックワクチンなどを製造するというと、年間三千万人ぐらしか作れないだろうと。そうすると、武田を始めとした大手にそのブレパンデミックワクチンの製造をお願いしないと恐らく対応できないんですよ。そういう観点から

考えると、今のような制度設計は僕はおかしいと思います。

もう一つ申し上げると、外来で一々説明しなきゃいけないんです。外来で一々説明するということ、それで何でそういうことを医者に押し付けるのか、そこが私はもう一つ理解できません。くそ忙しい中、また雑用が増えるわけですから、なぜそういうようなことをして、また勤務医の労働条件を悪化させて辞めような体制をつくっていくのか、私にはこの二点が理解できません。大臣、いかがですか。

○国務大臣(舛添要一君)　私は、医者じゃないし薬剤師でもないんで専門的なことは明確に答えられませんが、逆に今度は患者の立場から見ると、いろんな医薬業界の方と話したりお医者さんと話して、ジェネリックは非常にいいという方と、いや待てよと、やっぱり新薬の方がいいんだという方とか、いろんな意見があります。それはもういろいろ意見を聞いて、それから今目標として三〇%までジェネリックを取り入れよう

委員御承知のように、二千二百億円の削減の問題ありまして、この薬価の問題で何とか一十億を手当てするということもありました。そして今まではお医者さんが指定しないとジェネリックにならない、今度は指定しなくてもジェネリックでいいですよと、そういう制度設計に変えました。これ、今のような櫻井委員の意見もございすので、これは一年ごと見直すことも可能だと思いますし、例えば非常にお医者さんの立場で見て、これだと本当に効く薬、その患者のための薬が行かないというようなことになれば、それはまた適正に対応したいと思えます。

それから、これは日本だけじゃなくてアメリカの医薬メーカーの人ともいろいろ議論をして、RアンドDに投資したお金をどういうふうにして回収するんだという話をいろいろなところで議論をし、それで、私は委員がおっしゃるように、産業としてこれからやっぱり日本の医薬とい

うのは国際競争力を持って支える産業になるべきだと思えますので同じ問題意識を持っています。が、そのところを実はこの医薬業界、今言った産業としての医薬業界どうするか、そういう会議も今やっています。そういうところを通じて私も、同じような産業として伸ばしていく、そのためRアンドDの回収をどうするか、これは本当に真剣に議論をしていきたいというふうに思っています。

今回は、今言ったいろんな診療報酬の改定の問題、薬価基準の問題、ジェネリックを三〇%までしよう、そういう全体の中で決めました話ですけれども、今の委員の問題提起を受けて、これ実施状況を見て柔軟に、余りにお医者さんに過剰に負担が掛かる、そしてまた、実はジェネリックだと効かない、新しい薬だったら効くんだったねというようなことが起これば、これはもう適正に対応していきたいと思えます。

○櫻井充君　是非検討していただきたいと思っております。ジェネリックが発売されたときに先行薬も同じ価格になっていけば全く問題ないんだと思うんですよ。ところが、今の制度上だと研究開発投資が十分に回収できませんから、結果的には先行薬の価格を上げておかないといけない。これを例えば十年なら十年で、何回も申し上げますが、特許期間中に回収できればもうジェネリックと同じ価格でいいと言っているんです。そうすると何にも問題がなくなるんですよ。患者さんたちと僕が話すと、例えば睡眠薬だと、この飲み慣れた睡眠薬を飲みたい。そして、これは同じ薬ですからと言つても、この紫色のものが欲しいんだとか、この包み紙の薬じゃないと寝れないんだとか、そういう話になるんですよ、これは。

ですから、あとは、別にそうじゃなくてジェネリックを使いたい人たちに對してだったら、別に先行薬とジェネリックと、ある時期から条件を一緒にしてもらえば何にも問題が起こりません。ですから、そういう点でいうと、その薬価の決め方

全体を考えていただきたいのと、それだけ要望しておきたいと思えます。

それでは、昨日、予算委員会の質疑を聞いていてとても納得のいかない答弁がございました。我が党の水岡委員が質問したことに対して、要するに標準報酬月額を引き下げたものに対して、これは消えた年金若しくは消された年金ではないのか。昨日の社会保険庁の長官はそれに全く答えておりませんでした。昨日はテレビが入っておりまして、とても委員会を止める雰囲気になっておりましたから、昨日は筆頭理事としてあの答弁でお許しをいたしました。今日は関係ございませぬので。

消えた年金か消された年金か、そういうものではないんですよ。

○政府参考人(坂野泰治君)　消えた年金あるいは消された年金かというお尋ねでございます。この消えた年金とあるいは消されたという意味をどういうふう理解するかということにもかかわってくるというふうに思っております。

それで、私が昨日申し上げたのは、仮に標準報酬月額が実際の報酬よりも低く記録されている場合には受給額においてマイナスが生じることとなると、そういう具体的な内容として御理解をいただくのがよろしいんではなからうかと。この消えた年金あるいは消された年金という言葉はいろんな方がいろいろな形でお使いになること、それ自体を私は否定するものではございませんけれども、私どもとしては、消えたとかあるいは消されたという言葉を使つて、かえつてこの言葉によつてある意味では誤解を生ずることがないようにしたい、したがつて私どもとしては正確に申し上げたいということでございます。

この消されたあるいは消えたという言葉について、私がその内容を確定をし、これがこうである、こうではないということをお願いするのは適当ではない。ただ、その言葉自体をお使いになること自体は、私は、その定義さえしっかりして

おれば私は否定するものではないと、そのように考えておるわけでございます。

○櫻井充君　じゃ、まあ犯罪者ですか。そのことをやった関係者は罪人ですね。

○政府参考人(坂野泰治君)　具体的な事案について担当者がどのようなかわり方をしたか、そういう個々の事案に即して個々の事実を確定をし、それに基いて判断をする必要があるというふうな考えでおるわけでございます。一律に標準報酬の月額を引き下げた者がすべて犯罪者であるとか、そういうことにはまだならないと思います。

○櫻井充君　標準報酬月額が引き下げられたら受給できる年金の額が減るなんてことはだれでも知っています。極めて失礼ですね。そういうことが分からないからああいふ答弁されているんですか。我々は知っていますよ。知った上で、だからここに問題があるんじゃないですかと申し上げているわけですよ。

一般論でもう一度伺いたします、それじゃ。いいですか。本来もらえるべき人たちがもらえなくなっているんです。これは経営者の方は知っているでしょう。そして社会保険庁の方もそれは知っているでしょう。知った上で、そういうことを了解されてやっていたとして、困るのはそのときにきちんとお金を払っていたサラリーマンの人たちが困っているでしょう。そのサラリーマンの人たちが困らなければ、自分が知らないところで標準報酬月額を下げられて受給権を奪われているということ、これは消されたといひか言いようがないじゃないですか。なおかつ、そこにかかわった人たちは、当然のことながらこれは公文書偽造でしょう。我々医療業界の人間が公文書偽造したら、これは処分を受けますよ。そういうことと一緒にじゃないですか。

○政府参考人(坂野泰治君)　これまでも申し上げてきていますけれども、例えば第三者委員会であつせんが行われた事案について、それが具体的にどのような事情の下に行われたのか、これについては、担当と同時に関係する

事業主の方などにもいろいろ事情をお尋ねをして、そして具体的に事実を確認する必要がある。そういう中で、仮に違法に標準報酬月額の引下げ手続が取られていたとすれば、当然それを実施した担当者は厳正な処分を受けるということになるわけでございます。また、犯罪に当たるかどうかは、更にその上で犯罪に当たるかどうかの事実の確定をし、もしそうであるならば、当然私もどうしても必要な手続を取らなければならぬものである、そのように考えておるわけでございます。そういう事実の確定について、なお現在調査中であるということをお申上げておるわけでございます。

○櫻井充君　大臣、これは要するに、今宙に浮いた五千万件が問題になっていますが、昨日、水岡さんが指摘しているとおり、五千万件と全く別問題ですね、これは。全く別問題ですね。そうすると、この人たちは本来は、厚生労働省、まあ社会保険庁でもいいですよ、言い分は、正しく裁定されて、正しく給付されていた人たちなんですよ。でも実際は、宙に浮いた五千万件以外にも正しく裁定されていない人たちがいるということがはっきりいたしました。

それでは、これまで社会保険庁はどれだけ正しい裁定をしてきたんでしょうか。

○政府参考人(石井博史君)　お答え申し上げます。

社会保険庁ではこれまで、御指摘になりましたような事務処理ミス、そうしたものを最小限にするために、オンライン化、あるいは基礎年金番号の導入などに取り組んでまいっております。記録の処理誤りにつきましても、古い時代のことではございますけれども、紙台帳と磁気テープにより記録管理を行っていた時期におきましては、基本的には、届け書の内容を台帳などへ記載した結果について、それを行ったとは別の、他の職員のチェックを受けるというような形で、ダブルチェックを行うということで誤りの発生防止について取り組んでまいっておりますし、オンライン

化後におきましても、その入力した結果について、処理結果リストというようなものを用いて突合、確認を行って決裁を受けるというふうな形で誤り防止の取組をしてきているわけでございます。

そのような形で進めてはきておるわけでございますけれども、一般的に申し上げれば、コンピュータへの例えばデータ入力、あるいは紙による情報伝達……(発言する者あり)そういう漏れなどについては、やはり個別の事務処理に誤りがあれば記録の間違ひは起こり得るというようなことでございます。

ただし、この誤りにつきましても、必要な場合にはその記録の訂正を行っていくんだということ、三月までも特別便をお送りして、それを契機にチェックをしていただくというお願いをしておりますし、四月以降も同様に取組を進め、また台帳とコンピュータの中の記録との計画的な突合ということについても、方法をきっちりと固めた上で不一致の部分については訂正していきたいと、そういうふうな考えているわけでございます。

○櫻井充君　私は通告しておりますね、昨日、適切な裁定は何件なのかと。ちゃんと通告しているんですから、それに沿って答えてください。

○政府参考人(石井博史君)　お答え申し上げます。

端的に申し上げますと、お尋ねのございました正確に記載された記録に基づいて適正に裁定された件数、これについては、何件というふうにお答えすることは現状、誠に恐縮でございますが、できないわけでございますけれども、今申し上げたようなことで、記録そのものの適正化、正確の確保というのに取り組んでいるところであるわけでございます。

○櫻井充君　そうすると、正確でない裁定があつたということではよろしいんですね。

○政府参考人(石井博史君)　お答え申し上げます。(発言する者あり)　お答え申し上げます。

昨年の十二月から送り始めて、三月までの間に

例えば送った特別便について申し上げます、受給者分で三百万人でございますけれども……

○委員長(岩本司君)　質問にお答えになつていないようでございます。

ちよつと、いったん速記止めていただいてよろしいですか。

(速記中止)

○委員長(岩本司君)　速記を起してください。

○櫻井充君　要するに、じゃ件数が分からないというのであれば、不適切な裁定があつたということでしょう。

○政府参考人(石井博史君)　お答え申し上げます。

正確に記載された記録に基づいて適正に裁定された件数については、もう繰り返しになりますけれども、お答えすることはできないわけでございます。ただ、そうした必ずしも適正に裁定されていないものがあることが要するに推測される事例といたしましては、昨年の十二月からお送りしている特別便、これで要するに一定のものが名寄せの結果浮かび上がってきて、そしてその持ち主と思われる方に送付しているということからも推測することができると、かように考えているわけでございます。数の方は分かりません。

○櫻井充君　数は結構ですが、要するに全件が適切に裁定されているわけじゃないんでしょう。不適切な裁定があつたんでしょう。私はその事実の確認だけです。

○政府参考人(石井博史君)　お答え申し上げます。

すべてのものが要するに正確に裁定されているというふうには言えない、そういう状況にあることは間違いございません。

○櫻井充君　最初からそう答弁していただければいいんですよ。

そうすると、この間の議論に戻るんですが、どうして社会保険庁に裁定権があるんでしょうか。正しく裁定できていない人たちになぜそういう権限があるんでしょうか。

去年の委員会、今日、資料お配りしています。が、通知ですね、社会保険事務所長あての通知があつて、この通知で要するに問題があるんだというのを指摘して、じゃ、是正するようにというような通知がなされているんですよ。去年この質問をした際に、青柳運営部長ですか運用部長かな、運営部長が何て言つたかという、この当時のものはすべて適切に処理されておりますと、そういうふうな答弁されたんですよ。だから、私は、その根拠がないのにもかかわらずどうしてそれが言えるのかと言つても、多分やつたと思ひますと、そう答えた。

じゃ、もう一度改めて伺ひしますが、この昭和三十九年当時のものが宙に浮いた年金の中に入つてゐるんですか、入つてゐないんですか。

○政府参考人(石井博史君) お答え申し上げます。

この昭和三十九年の通知、この中で触れられている九十三万円の記録でございますけれども、当時の詳細な記録が残つておりませんので確定的なことは申し上げられませんが、したがつて、すべて処理されているかといへば、それは要するにその資料がないので確認できないということしか申し上げられないわけでございます。したがつて、そのこととの関連で、五千万円の未統合の記録の中にこの中の一部のものが入つてゐるかと、こういうお尋ねでございますが、それにつきましても確認のしようがないということでございます。そのところは分からないということでございます。

○櫻井充君 確認のしようがなくて分からなかつたものが去年の委員会では断定されてしまつたよ、ちゃんとやつてゐると、適切に処理されているものだと考えております。言つてゐることが違うじゃないですか。

大臣、昨日の質疑をずっと聞いていて思つたことは、要するに五千万円以外でも、正しく裁定されているかのように思われているものも正しくないということがはつきりしたわけですよ。それ

で、大臣は、全加入者に十月までにねんきん特別便なのかどうか分かりませんが、それを送られるということですから、僕は基本的に申し上げて、全員に今送つたら、電話回線バンクすると思ふんですよ、また。

むしろ、やらなきゃいけないのは、今受給してゐる人若しくはもうすぐ受給権が発生する人、この人たちだけ先に処理された方がいいんじゃないですか。そうじゃないと、まあ私なんかのところにも来ましたが、済みません、まだ電話してありません、申し訳ないです。ですが、私はまだ受けるのに相当時間あるんですよ。僕は六十五からしかもらへませんから、どうせ。すると、あと十数年あるんですよ。その人間はどうでもいいと思ふんです、私、今のところは。

今やるべき人たちは、今まず、年金を受け取つてゐる人、それから年金を受け取つてゐるだけではないで、この先年金をすぐに受け取るであろう人、まあ五十九か五十八歳か、この人たちだけをまず最初にやつてあげる。そのことをしないと、今のように正しく裁定されていなくて本来受け取るべき年金が受け取れなくなる。だから、そこから最初にやるべきではないですか。

○国務大臣(舩添要一君) 三月までに名寄せした分も、年金受給者、今委員がおつしやつたように今年金を受給している、この人たちから順番にやりました。十月までも、この四月と五月にまず受給者を作る、そしてそれ以外が六から十やう。そういう意味で、年齢順の順番に一応やつてゐます。

それで、この体制の強化、電話体制その他、それは今鋭意やつてゐるところでございます。一応昨年の七月五日の政府・与党の工程表に基づいて今のような手順は踏んでおりますので、順番としては受給者の方から御案内がいくという形にはしてございます。

○櫻井充君 その後からまたやるといふことで、多分、今の混雑状況を考えると、とにかく一回そこでやめた方がいいと思ふんですよ。その人

たちだけちゃんとはつきりさしてあげると、そこに全精力をつぎ込むということにして、それが終わつたら次のステップに行くといふことが、今の社会保険庁の体制をみると有効なんではないのかなと、私は個人的にはそう思ひます。

それで、僕は社会保険庁のずっと答弁とかも聞いていて、この人たちにやつぱり年金任せて、無理だなど。幾ら体制が変わろうと何しよう、台帳を作つて何してとかいろいろな管理をするといふことが僕は多分無理なんだろうと思ふんですよ。厚生労働省でも年金の管理するのやめられた方がいいんじゃないですか。

○国務大臣(舩添要一君) これは、法律によつて今の社会保険庁を新しい日本年金機構に改組するといふことである経営陣をどうするか、体制どうするか、それを今法律に基づいて検討してゐるところでございます。例えば国税庁の力も借りる、民間の力も借りる、そういういろいろな工夫をしてやりますし、最終権限は厚生労働大臣が持つといふ今の仕組みでございます。私はその方針に従つてできるだけ努力を今やりたいといふように思つております。

○櫻井充君 大臣が努力をしたい、それから大臣がこういう考えでやつていきたいという姿勢に対しては評価します。しかし、現実そうなつてゐるかどうかなんですよ。現実なつてないから国民の皆さんが苦勞してゐるわけでしょう。だから、本当に厚生省で管理していかどうかなんですよ。だつて、元々できたところから歴史を調べてみただけ、不純な動機から始まつてゐるわけですよ。いつも申し上げますが、花澤課長という方が、お金を集めてじゃぶじゃぶ使えばいい、支払うのはどうせ何十年後になるんだからいいんだと言つて始めた制度ですよ。

それから、僕は回顧録、本当に読んでいて愕然とするのは、例えば昭和三十三年以前のものは一回切り捨ててゐるでしょう。標準報酬月額を上げてゐるんですよ、あのときは。それは何かといふと、インフレになつちやつてとても対応できない

から標準報酬月額を上げちゃえと。でも、あのときは何をしたかといふと、台帳をすべて破棄したんですよ。破棄したといふのは、記録を要するに戦争で焼失した、それから移動のときになくした、それから管理がずさんだつた。だから、せめて、払つてゐる期間ぐらいは分かっているだろうから、標準報酬月額を引き上げて、それで年金の受給額を増やしましょうといふことで対応してゐるんですよ。要するに、生まれたときからずっといい加減な制度なんですよ。

それから、昨日、労働組合の話もありましたが、制度設計の中で、現実、事務職員がきちんと仕事ができるかどうか考えないで制度をつくつたといふことも回顧録の中で言つてゐるんですよ。それで、この今年の改正で、昭和四十四年ぐらいだったかと思ひますが、この当時の改正で一番画期的だったことは、事務ベースに乗るような制度設計にしたんだと。つまり、そこまでの間は事務ベースに乗らないような、そういう制度設計だったんですよ。

もう少し申し上げれば、厚生年金から、それから国民年金が一緒になつた当時も、あれが僕は統合といふのか突合といふのかよく分かりません。とにかくこれだけのものなのか、一元管理できるかといふたときに、これはできないといふとつきり言つてゐるわけですから。できないけれども、それじゃ国民年金がつくれぬのかといふたら、それはそういうことじゃないだろうから決断をしたと、二年後までの間にその制度をどうするかを考へようと、大英断だと言つてゐますが、大英断によつてまた混乱してゐるわけですよ。つまり、今までの制度設計を全部見てくると、元々できないものなんです、絶対に。できない制度の中で、社会保険庁がごまかしながら、国民の皆さんをごまかしながらずっとやり続けてきたのが年金なんですよ。

ですから、こういった過去を振り返つてみると、厚生労働省に私は年金を所管する権利などないと思つてゐます。これだけ国民の皆さんに迷惑

を掛けているんだから、厚生労働省が深くやめた方がいはず。ところが、この年金、お金いっぱい持っていて使っているやからいるから、いまだにね。あの人たちが、どうしても自分たちが集めた金にしがみつきたいだけの話でしょう。

私は、もう一度伺いしておきますが、厚生労働省がまずこの年金からやめる、管理をやめる、そのことをやらないと抜本的な改革にはならないんじゃないかなと、そう思いますが、いかがですか。

○国務大臣(舛添要一君) いろんなアプローチがあると思いますし、一つは、今申し上げた日本年金機構というのを、これをきちんとやる。ただ、全体の省庁の再編成という大きな課題について考えると、例えば年金省というのを独立させてやるという考え方も、それは十分検討に値するというふうに思います。

それから、元々年金がない、私たち子供が親に仕送りをすると、こういう制度だったのが、社会全体の仕送りという形で年金を入れた、そのときに、諸外国から見たら、あんなに拙速で入れてうまくいくのかなと、こう言われていた点もあることも承知しております。その中で、いろんな継ぎはぎでやってきたことの矛盾がある意味で今出てきている。

ですから、制度の面もそうですが、片一方で、長期的に年金の制度をどういうふうにしてやっていくのかと、そういうことも含めて総合的に考える必要があると思いますので、委員の案は案として、これは受け止めたと思います。

○櫻井充君 ありがとうございます。

もう一つ、僕は合点がいったくないのは、年金の運用利回りなんです。パブルの当時も、運用利回りは決して良くないんですね。そのツケが実は今、回ってきているわけですよ。少子高齢化社会だから年金の保険料率を引き上げる、これは確かに理由の一つなんです。それだけ言っているけれども、実際の問題は何かというと、年金の運用利回りが悪かったと、これがもう一つなんです。

す。ですから、そういうことを全部隠して、少子高齢社会だから皆さんに負担をして、増えることはあきらめてくださいというの、僕はこれはおかしいと思っています。

それで、今回もサブプライムの問題で、たしか年金マイナスになっているはずでして、この損失額を教えていただけませんか。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 年金積立金、公的年金積立金の運用に当たりましては、法律の規定に基づき、長期的な観点、安全かつ効率的な運用ということが定められており、国内債券等を中心として、株式も含めてですが、株式、債券に分散投資しております。

なお、サブプライムのお話がございましたが、関連商品は保有しておりません。たまさか十八年度末まで、経済の動向を反映して累積収益はむしろ黒字の約十三兆円となっておりますが、十九年度に入りまして、第一・四半期の黒字基調は別といたしますと、その後、マイナス基調に転じてきております。十二月段階までの三四半期分、四月からの累積で約八千億円のマイナスということになっておりますので、先ほどのプラスの十三兆円の基調が少しマイナスの方に転じてきております。

三月末までの動向につきましては、四半期ごとの公表ということでございますので、もうしばらくお時間をいただきたいと考えております。

○櫻井充君 十三兆円の黒字とおっしゃいます。黒字になるのは当たり前なんです、当たり前。黒字にならないんだら持ったことの意味がないんだから。だから、それが十三兆円黒字になっているのが幾らへこみましたからこうこううでと、これは全然違いますよ。

じゃ、運用利回り幾らですか、この十年間で。○政府参考人(渡邊芳樹君) 今手元の数字で申し上げます。

平成十三年度から十八年度、年度末まで出ておりますもので運用利回りを見ております。年金積立金全体を考えますと、ただいま先生御指摘のよ

うにプラスにならなければ意味がないと、こういうことでございますが、そのためには賃金上昇率を上回る実質的な運用利回りがどうかということ。年金制度として一番のポイントとなります。十三年度から十八年度末までの平均で約三・六一%の実質運用利回りという実績でございます。

○櫻井充君 僕が調べたところによると、その前が結構悪かった時期があるんですね。その当時、今先ほど安全な債券とおっしゃるけれども、共済年金は赤字になったことが、運用利回りがマイナスになったことは一度たりともないんですよ、共済年金はね。私の認識はそれで正しいと思っておりますが、ところが、国民年金や厚生年金、この運用利回りはマイナスになっていることがありますよね、それでよろしいですか。

○政府参考人(渡邊芳樹君) 市場運用を始めましたのは比較的近年でございますが、先生御指摘のとおり、かつて旧年金福祉事業団という時代に資金運用部から借金をして運用をしていた時期が一時ございまして。そのときの累積の利差損益が現在でも一兆七千億あるというの、先生御指摘になつて背景にある事実であります。それを含めて差引まして先ほどの十三兆円、そしてまた今年度は少し、十九年度は少しマイナス基調ということを申し上げます。

なお、国家公務員共済、地方公務員共済、今では財政一元化も進んでおりますが、御指摘のように国家公務員共済は国債の義務的引受け規定もございまして基本的には内外株式での運用というのは極めて低い状況にございますが、大きな規模であります地方公務員共済は厚生年金、国民年金を上回る内外株式への投資をしているということ、全体といたしますとやや類似のポートフォリオの構造になってきているのが今日の状況であると理解しております。

○櫻井充君 いろいろ説明がございましたが、とにかく端的に言えば昔はいかげんな運用をされていたんです。だから、マイナスになっているんですから、実際。そして、国家公務員が加入して

いる共済の年金は、共済年金は黒字なんです。毎年毎年確実な黒字でした。(発言する者あり)そう、確かにそのとおり、記録も消えていません。結局、自分たちの金は大事に使っているんですよ。人の金は適当に運用しているからこういう問題が起こつてきているわけですよ。そうであるとするれば、年金を一元管理するとかそういうことにしないか今のよう不公平というのはなくならないんじゃないかなと、私はそう思いますけれども、大臣、いかがですか。

○国務大臣(舛添要一君) 年金の運用については私も問題意識を持っています。例えばオーストラリアの年金の運用の実績を見ると、はるかに日本よりいいです。

それで、これは民主党の経済財政の専門の委員の方々とも常に議論をしているんですけども、じゃ、どうするか。もちろんハイリスク・ハイリターン、ローリスク・ローリターンなんで、大事な国民の年金を非常にハイリスクのところにやって失敗してはいけません。

ただ、私は改革できることから改革したいということ、年金の運用委員、これの任命権が私にありますので、今回陣容を一掃しまして民間の能力を持った方も入ってもらおうという形、審議会とか委員会、こういうところから、これは薬害もそうですが、変えていきたいということ、まず運用委員会のメンバーを一新いたしました。そういうところからこの運用の実績を国民の皆さん方に安全性を保ちながらできるだけ利回り良くするように、そういう努力をしてまいります。

ただ、今委員がおっしゃった問題は、要するに共済組合と民間というのは違うということでありまして、こういうことも含めて、これはやっぱり長期的に、我々は被用者年金の一元化をまずやろうと、共済組合と普通のサラリーマン一緒にまざる。そして、長期的にはやっぱり、昨日、衛藤委員と予算委員会でお話ししましたか、そういう長期的にはやはりこの一元化はどうすべきかと、

これは議論はきちんとやるべきだというふうに思っております。

○櫻井充君 時間になりましたんで、私、申し上げておきたいのは、医療は民間保険会社の方がはるかにメデイカルロスが低いと言った方がいいのか、それとも彼らの利益が多いので非効率、とにかく民間保険の方がはるかに非効率的だと思っております。ですから、医療の分野、介護の分野は、僕はこれは国がやった方がいいと思っております。民間の保険会社が出てくるようなことは阻止すべきだと思っております。

一方で、年金のこれまでのことを見てみると、国がやってくることは何もないんです、はっきり申し上げて。ですから、そういう点からいいますと、これは僕は民主党の案と若干違いますが、旧自由党が言っていたように、例えば基礎年金だけに全額消費税で賄ってしまうと、あと残りの部分は私は個人で何らかの形で運用してもらって、民間に任せるといことの方が恐らく効率的なんじゃないのかなと、個人的にはそう考えております。

ですから、社会保障全体の在り方をもう一度舐添大臣の時代に見直していただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○津田弥太郎君 民主党の津田弥太郎であります。

まず、今、西島委員が外に出ちゃったんですが、予算委員会、昨日の、指摘がございましたあの労使なれ合い、やみ専従問題、これについてお尋ねをしたいというふうに思います。

過去十年間にわたって二つの労働組合が社会保険庁の職員で構成されているわけですが、経営側からいう無許可専従が分かっているだけで二十九名合わせて存在していると。公務に従事していないにもかかわらず税金から給与が支払われていたという実態が明らかになったわけでありまして、これは絶対に許されないことであります。

問題は、なぜ長期間にわたり違法である無許可

専従が続いてきたのか。また、そうした実態についてなぜ明らかにされてこなかったのか。このことについて大臣から御見解をお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(舛添要一君) これは、この年金問題の検証委員会、総務省であったり内閣府であったりいろいろ今行われています中で、いわゆる三層構造が大きな原因だったということで、地方事務官制度がある、そしてそれが、人事権と予算は国が持っているんだけれども指揮命令権が都道府県知事にある、これはもう委員が御承知のとおりです。こういう三つの層で、じゃどういうふうな指揮命令をして監督するのか、これがやっぱり今の無許可専従、いわゆるやみ専従の一つの温床になったんじゃないかと、そういう問題意識を私は持っています、いざにしろ、こういうことは今委員おっしゃったとおり許されないことではありますんで、きちんとこれは対応したいと思っております。

○津田弥太郎君 これ、この違法に受け取っていた給与の返還という問題ですが、会計法上では過去五年間という縛りがあるようでございます。私は、そういうことでは国民は納得しないと思う。私も納得できない。

昨年の通常国会でも議論したわけでありまして、労働組合の過去の取組において極めて親方日の丸的な体質があったというのは私も事実だと思います。また、労働組合と社保庁の間に結ばれた数々の覚書、コンピュータ等の環境の変化がある中で、その五千タッチ云々という、そういう覚書がかなり最近まで既得権として残っていた、これも大変大きな問題であるというふうに思います。

こうした労働組合の過去の取組がどこで年金記録問題ともつながっているんじゃないかということも私は否定できないというふうに思います。ですから、今回明らかにしましたこの無許可専従者に支払われた給与については、五年という期限ではなく永久にさかのぼって返還を求めるべき

だと思んですが、いかがですか。

○国務大臣(舛添要一君) 今委員おっしゃったように、会計法三十条の縛りがあった五年で時効だと。ただ、私はやっぱりこういうものはその不正を働いた時期からそれは国民に戻すべきだと思っておりますので、自主返納ということをお願いしたいと思います。ただ、書類が残っているかどうかで、今のいろんな覚書を含めて、十年前まではさかのぼって、書類があるということで取りあえず十年間の調査をしましたから、そこまでについては私は自主返納を求めたいと思います。

○津田弥太郎君 年金流用禁止法案の私は提案者のときに、この労使関係のあるべき姿についてる述べた記憶がございます。私は、やっぱり社会保険庁におけるその労使関係の問題というのは、最終的にはやはり一番大事な国民の皆様にしわ寄せを持っていてしまった、そのことが大きな原因だというふうに思うわけでありまして、この労働組合の責任というものについては、これは本当に大きなものがある。しかし一方で、いわゆる経営側、これはもうまさに骨の髄まで親方日の丸に染まり切っている、経営責任を全く果たしてこなかった。これは先ほど大臣もおっしゃったように、検証委員会ですらに一番責任の重いのは歴代の社会保険庁長官であるということをお断言をさせていただきます。

これは大臣、この検証委員会、総務省からの報告というのは、これは総務省からの報告であって、いわゆる厚生労働省あるいは厚生労働大臣として、これはまさに政府としての見解になるわけですが、これはイコールというふうに考えていいのか、それとも厚生労働省としての総務省からの指摘を受けた見解というものがあろうかどうかお聞きをします。

○国務大臣(舛添要一君) これは昨年十月にこういう指摘を受けたんですけれども、委員御承知のようになぜ総務省に検証委員会をと。まあ大変恥ずかしいことに、もう厚生労働省、社会保険庁では自浄能力ないだろう、外からきちんとチェック

しないと駄目だろうということを政府の方針として決めまして、これで検証をしていろんな今委員がおっしゃったような問題が出てきた。当然これは政府全体としての総括でありますから、厚生労働省もきちんとその総括に従うと、そういうことでございます。

○津田弥太郎君 ここで問題になってくるのは、最も重い責任があるのは歴代社会保険庁長官だと、そのことが指摘をされたらそれに対して処罰があるのは当たり前でしょう。これがなかったら意味がないんですよ。原因を明らかにしただけじゃ意味がないんですよ。原因を明らかにして、その結果出てきた責任に対してその責任を具体的に求める、これは当たり前のことじゃないですか。それは厚生労働大臣がやらなきゃいかぬことではないかということを私は思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(舛添要一君) それはもう各歴代の社会保険庁がきちんと反省していただかないといけない。ただ、問題は、このもう退職なさっている人に対する公務員の規定、それに基づいてその在任の時期の給与の一部について自主的な返納をお願いしてそれを実行していただいたというのがそういう経緯であって、それはもう委員おっしゃる通りに、きちんと反省をしてもらわないと困ることとはもうそれは確かでございます。

○津田弥太郎君 実は、今おっしゃったその給与の一部返納というのはそのボーナスの一期分の返納ということでありますが、これは検証委員会の最終報告の前にやっているとなんです。要は、これはやっぱり厚生労働省としても社会保険庁としても何かやっぱり誠意を示さなきゃいかぬということをやっていることで、これが最終処分、最終判断ということになるのか。少なくとも、昨年の十月に検証委員会がこの問題の五千万件を含めた社保庁の問題の責任が明らかにされたことによる新たな処罰というのは私は承知をしていないんですよ。そこを答えてください。

○国務大臣(舛添要一君) 法律の定めに従ってで

きることには私はやったつもりであります。そして、そういう反省の上に立つてきちんと仕事をしたいと、それが今の私の務めだというふうに思っております。自主返納を求めましたし、ただ問題は、どの時期にどの長官が例えばどれだけの責任があつてと、この長官はいつかりやつた、この長官のときはもつとひどいことをやつた、その検証がどこまでできるかと、こういう問題にもかかわつております。私は今申し上げたように、きちんと反省を求め、自主返納を求め、そして新しい体制に向かって今は年金記録問題の解明をやつていくと、これに今全力を尽くす、そういう決意でございます。

○津田弥太郎君　そうしますと、これまでの歴代の社会保険庁の長官、十数人いらっしゃいますけれども、その中で罪の軽重を検証されていくと、厚生労働省として、それこそ、死刑から始まって懲役刑まで含めて検討をされていると。まあ私の例えは余り適切じゃないかもしれぬけれども、そういうことで理解してよろしいんでしょうか。

○国務大臣(舩添要一君)　いや、そういうことを例えれば検討するにも、きちんとした材料がないというのを申し上げたんです。

○津田弥太郎君　先ほど大臣は、総務省の検証委員会はこれは政府の見解だというふうにおっしゃった。そこで最も歴代社会保険庁長官の罪が重いというふうになつたと。しかし、その報告が出る前に一時金の一分だけの返納をやつた。私はそれでは済まないと思う。例えば、この最も重い歴代社会保険庁長官は、少なくとも退職金は全額返納すべきであります。

驚くことに、歴代社会保険庁長官の退職金を試みに厚生労働省に計算してもらつたところ、相当な金額になるようでありましたが、この歴代社会保険庁長官の退職金の合計は幾らになるんでしょうか。

○政府参考人(吉岡正太郎君)　御答弁申し上げます。昨年夏に賞与相当額の自主返納を要請いたしました。

した最終官職が社会保険庁長官であつた者に関する退職手当の総額についてでございますが、それぞれの退職時の在職年数等、一定の仮定に基づき計算いたしますと、その退職金の合計額、約八億七千万円となっております。

○津田弥太郎君　そうなんです。社会保険庁長官ともなると退職金も大変な金額になつてくる。四千万円台二名、五千万円台二名、六千万円台三名、七千万円台五名、何と八千万円台までいる。これ今、先ほどから、昨日もそうなんだけれども、国民がこれだけ苦しんでいるところで、その最も罪の重い人間はこんな退職金もらつてのうのうとしている。これは絶対に許されないですよ。大臣、これ全額返納を求めてください。いかがですか。

○国務大臣(舩添要一君)　委員、これは実は、前の塩崎官房長官ともその経緯についていろいろお伺いしました。そして、きちんと厳正に対処するというところで、安倍総理大臣、塩崎官房長官の下で、社会保険庁長官、そして職員に対して一定の返納を求めたということでありまして、私はその上に立つてきちんとこれは立て直しを図りたいと、そういうふうになつております。

ですから、十月に総務省の検証委員会の報告が出て大きく状況が変わつたのではなくて、私は、昨年の夏でしたか、その安倍内閣の下で塩崎官房長官を中心としてきちんと私は政府としては対応したと、そういうふうになつております。

○津田弥太郎君　先ほど大臣も、個別具体的にそれぞれの長官の罪の軽重も検討しなさいかぬというお話がありました。特に、昭和六十年九月三日に国民年金の普通台帳の廃棄命令を出した当事者の責任というのは、これは私は極めて重い、これは大臣も共通の認識を持っていたらいいんじゃないかと思うんです。

このオンラインへの誤入力、未入力が発生した場合に、本来ならばこの紙台帳の記録を調べれば救済できる可能性が高いはずなのに、そうした調査が不可能になつてしまふ。先般、葉書エイズ事

件における元厚生省課長の有罪が確定をいたしました。これは、与えられた権限を漫然として行使しない公務員の無責任な怠慢に対して、不作為そのものを犯罪として明確に位置付けたものであります。

翻つて、この年金記録問題においては、複数の読み方が可能な漢字の氏名について画一的に処理していたと。その一つを取つても、もし紙台帳を廃棄してしまつたならば、将来個々人の年金記録の検証に大きな問題が発生することは社保庁の担当者にとつてはこれは自明の理であります。その意味で、当時の二人の課長による廃棄命令というのは、不作為どころかまさに未必の故意に近い作爲と言わざるを得ないというふうに思っています。

大臣、この二人の課長、さらにはこの上司である当時の長尾年金部長、あるいはその上司の正本元長官に対して直接に事情聴取をされたことがありませんか。

○国務大臣(舩添要一君)　それをいたしたことはございません。

○津田弥太郎君　これ、さつきからそれぞれの社保庁の歴代長官の問題についておっしゃっているんです。私は、この正本元長官というのは特に重いです。退職金も、推定ですが七千万円台もらつてい

るんだ。これ、長尾元部長も含めて事情を聴く、これは当たり前のことでしょう。これ、委員長、この委員会に是非この正本元長官、長尾元年金保険部長、谷口業務元第一課長に対して、参考人として本委員会への出席を求めたいというふうに思います。よろしく願ひします。

○委員長(岩本司君)　理事会で協議いたします。

○津田弥太郎君　本来ならば、昔の言葉で言えば市中引き回しの上、その後は退職金没収、こうなつてもおかしくない連中ですよ、この連中は。そのことについて大臣が全く直接事情も聴いていない。これじゃ話にならない。そこで、次に移らせていただきますが、政府委

員で結構です。重要な問題があります。この消えた年金あるいは宙に浮いた年金について、記録の訂正が行われたことによりその年金の受給権が発生する二十五年間、掛ける十二か月ですから三百か月ぐらいですか、この保険料納付期間が二十五年を満たし、晴れて年金の受給権を得ることになつた、そういう人は何人いらっしゃいますか。

○政府参考人(石井博史君)　お答え申し上げます。平成十八年六月時点で基礎年金番号に未統合であつた約五十九万五千件の記録については、日々の年金相談、それから年金請求時、それから今回のねんきん特別便の送付、そうしたことを契機にして基礎年金番号への統合が進められていくと。その数は、御案内のように、本年三月十五日時点におきまして約四百四十万件の記録と、そういう数に上つていくわけでございますけれども、年金の受給権の発生が記録統合の結果によるものかどうか、そこら辺は区別していないわけでございます。したがつて、お尋ねの件数については把握してございません。

○津田弥太郎君　これ、ちゃんと昨日通告しているんですよ。これ、分からないことはないでしょう。だって、今、現実に記録につながつた人の中で私は二十五年前を何とかクリアできた人というのは恐らくいるだろうと思う、これだけの数がいるんですよ。掛け捨てで終わったのか、それとも記録が戻つて何とか受給できるようになつて、これはもう天と地の違いなんだ、大変な違いなんですよ。

何で分からないんですか。説明してください。

○政府参考人(石井博史君)　お答え申し上げます。私ども、社会保険庁のオンラインシステムにおきましては、年金を受給するために必要な資格期間二十五年、これに要するに満たない方について

の実りはリストというものをまずは持つておりませんで、したがって、そういうものを仮に持つていれば、そういう方々の要するの中からその統合によつて受給権が発生したというような確認ができるという形になろうかと思うんですが、大変恐縮でございますけれども、そういうような一覧は持つていないというようなことでございます。

また、そういう状況でもございますので、なかなか要するにシステム対応というのも技術的な検討をいろいろした上でないと可能かどうかも分からないと、こういうような状況にあるわけでございます。

○津田弥太郎君 できない。
○委員長(岩本司君) 速記を止めてください。
○委員長(岩本司君) 速記を起してください。
○津田弥太郎君 もう一回伺いたします。
これ、大変重要な問題なんです。掛け捨てになるかならないかというのは大変重要な意味を持つています。これからのねんきん特別便、あるいは四月から行く、加入者、受給者に対して、全員に対して行くわけですが、大変これ、二十五年になるかならないかというのは重要な意味を持つています。ですから、この消えた五千万件の中から記録が呼び戻ってきた場合に、それが戻ってきて二十五年をクリアできたというのは大変重要な意味を持つています。

これは、そのことをきちつと調べるというのはこの問題を解明する上で大変重要な意味を持つています。それから私も申し上げているのにもかわからず、そんなのは試算でしかないとか何とかというのは、大変これは不遜な態度ですよ。大臣、どうですか。

○国務大臣(舛添要一君) 今どういう形で記録の把握ができていくかということを客観的に答えたというふうには理解をしております。今のようない委員の御質問にすぐ答えられるような形でコンピュータのプログラムというのが実はきちんと組んであればこれはできると思いますけれども、

私が現場にいるわけじゃありません、今そういう答えを聞きましたんで、客観的にそういう状況だというふうには認識せざるを得ません。

○津田弥太郎君 分かりました。
これは大変重要な意味を持つています。委員長にお願ひしたいと思ひます。これ、厚生労働省、社保庁に対して、今私が申し上げました数字について本委員会に結果を早急に報告するように求めたいと思ひます。

○委員長(岩本司君) 理事会で協議いたします。
○津田弥太郎君 それでは、入念照会についてお尋ねをしたいというふうに思ひます。
例えば、昭和二十三年十一月二十九日、舛添要一さんの誕生日です。この年の生まれの舛添さんは日本に一人しかいないかもしれない。そうすると、五千万件の記録にヒットした場合には入念照会が行われるんです。

ここに風間直樹さんというのいるんです。この方は、実はある勉強会で偽装請負問題を追究している東洋経済の記者。同じ名前前で風間直樹、漢字も一緒だね、全部一緒だったよね、いるんですね。
これよく考えていただいたと思うんですが、同姓同名というのが存在していることは本人に何らの責任はないわけなんです。何もなし。しかし、社保庁の立場に立つと、一対一対応でなければ入念照会を行わないという発想になるわけであり、宙に浮いた年金の被害者の視点に立てば、同姓同名がほかに存在している方がいいが、あらゆる努力を社保庁が行つて記録回復が行われなければならぬということに私はなると思ふ。

そこで、先ほども申し上げました、年金保険料の納付期間が二十五年にわずかに満たない方などを優先して取り組む、そして無年金者を一人でも減らしていく、そういうある面ではポイントポイント、要所要所の取組は私は大変重要ではないかというふうには思ふんです。この入念照会について、ですから、これ、特に電話や訪問活動を行うわけで、結果として記録が結び付く確率が物すごく高いんです、この入念照会。だから、これをもっと幅広くやっていただきたいと思うわけですが、大臣の御見解をお聞きしたい。

○国務大臣(舛添要一君) 訂正なしという回答をされた方でも、今委員がおっしゃったように、いろんなデータが合つてくる、これはきちんと記録は一緒になる可能性があるので、これを夏までの間に何とか頑張つてやりたいというふうに思つていますし、今、大体ラフな数字で試算いたしますと、これまで一次名寄せ分で百八十万件ぐらいの発送したうちの、これサンプルですけれども、そのうち回答割合が六割、そしてそのうちの訂正なしが七割ということなんで、ちよつと細かいことは避けまされども、現時点では三十五万人ぐらいの方に入念照会をすれば、今言ったポイントポイントでやれていくことができると思ひます。これ、何とか夏までに完遂したいと思ひます。

○津田弥太郎君 実は、これ、衆議院の厚生労働委員会、山井議員の質問に対して大臣が、入念照会については実施計画をつくつてみたいというふうに、今もそれに近いことをおっしゃつておられるんです。ですから、それ夏ですか、衆議院のときには今月中、つまり三月中というふうにおつちやつたというふうには私は理解をしておりますが、これが八月に延びるということになるわけですか。

○国務大臣(舛添要一君) いつまでやるかというのを大体三月中に固めたいということで、今日委員に初めて、初めてというか申し上げているのは、衆議院ではまだそこまで固めてませんで、そして三十五万人ぐらいい入念照会して、それをしていくと八月ぐらいいは終わると、そういう意味で申し上げます。

○津田弥太郎君 分かりました。しつかり取り組んでいただきたい。

ぐらいいの違いがあるわけでありまして、特にそこに重点を置いて取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思います。

さて、時間がなくなりましたが、資料を見ていただきたいと思ひます。

四月五日の朝日新聞の「声」欄に、八十一歳の女性の方の音が載つております。これが今本当に記録が消えていた方、そして今御高齢で、そして何とかそれが取り戻せるものなら取り戻したい、特に四月十五日から後期高齢医療の保険金が天引きをされる、したがって何としてもこの年金額が、受給額が増えるにこしたことはないわけでありまして、その切実な音が書かれておりました。

私は、舛添大臣のこれまでの姿勢をすべて否定するつもりはありません。三月十四日の予算委員会では私は、マクドナルドの名ばかり管理職の問題を取り上げました。そのことについて、大臣は四月一日に、全国の労働局に適切なこの名ばかり管理職問題について監督指導を行うよう一斉通達を出されたということについては、私は評価をしたというふうに思つております。

ただ、この年金制度というこの高齢期の生活保障の根幹となる制度が大きく揺らいでいる現状において、官僚に取り込まれ有効な手段でを講じられないようでは大臣としては不適格である、そのように言わざるを得ないと思ひます。大臣が直ちに政策転換を行うのか否か、大変重要な時期に私はなつていられるというのを申し上げます。

○蓮舫君 民主党・新緑風会・国民新の蓮舫です。

年金について引き続き質問させていただきます。

昨年成立し、同日施行されました年金時効特例法、これまで、社会保険庁のミスで年金記録が訂正されたとしても五年の時効の壁があつて、それ以前の前の未払の年金額はいただけなかったものがもたらえるようになった。この法律が施行されて九か月がたちました。

今まで何件、総額幾らお金をお支払いしましたか。

○政府参考人(石井博史君) お答え申し上げます。

年金時効特例法につきましては昨年七月の六日に施行されました、この法律に基づいて本年三月三十一日までに二万八千三百三十四件の支給決定を行ったところでございます。これによりお支払いした金額、あるいは決定した金額、総額で二百十三億一千三百八十八万円というふうになってございます。

○蓮舫君 資料の一枚目に付けておりますけれども、二万八千三百三十四件、総額で二百十三億円お支払いをしている。これ、とんでもない額だと思ふんですが、最高額支給された方は何歳で、何か月が対象になって、幾ら支払われました。

○政府参考人(石井博史君) お答え申し上げます。

支給決定金額の最高額になるわけですが、二千八百二十三万円でございます。九十六歳の方でございます。時効消滅期間は三百六十五か月というところでございました。

○蓮舫君 しかも、対象者の最高年齢を見ると、これ百一歳なんですよ。九十九歳で千六百五十五万円をもらったとか、九十七歳で千四百八十七万円ももらったとかいうケースも決して珍しくない。三十年間ずっと年金がもらえなかった。高齢になつてようやく未払分を数千円まで減らしていただいても、その方の体とかどうなんだろうとか、もつと前にもらっていたらやりたかったことがあるんじゃないかと。

その意味で、年金が戻ってきたとしても、取り戻せない時間という意味は私は相当大きいと思うんですが、社会保険庁長官、この二百十三億円の重みというのはどういうふうに受け止めていますか。

○政府参考人(坂野泰治君) これらは年金記録の訂正に伴って支給されたものであるということで、私も記録の管理の責任を担う者として非常

に重く受け止めなければならないと考えております。

私も一人お一人に正しい年金額をお支払いをするために、ねんきん特別便をお送りし、御確認をいただくとともに、私も必要の解明を進めてまいりたい。そういう努力の中で、できるだけ正しい記録の下に正しい年金をお支払いする努力を続けなければならない、そのように感じているわけでございます。

○蓮舫君 余り反省の意味合い、深さというのが伝わってこないのが本当に残念なんです。この法律は昨年の五月三十日に衆議院の厚生労働委員会が審議されたときに、政府・与党は、この法律が施行されたら将来幾ら予算が掛かるんだという推計案を示しました。幾ら示しました。

○政府参考人(石井博史君) お答え申し上げます。

ちょっとお待ちください。

平成十八年六月末時点で基礎年金番号に未統合でございました五千九十五万五千件の記録でございます。これは、先ほど申し上げたように、日々の年金相談あるいは年金請求時、そういったところで……

○蓮舫君 違います。ごめんなさい。今朝通告したんで間に合つておられないのかもしれないが、昨年の五月三十日に衆議院の厚生労働委員会がこの法案が審議されたときに、政府・与党は、この法律が通つたときに国庫予算は新たに幾ら掛かるという計算をしています。幾らでしたか。

○国務大臣(舛添要一君) これは内山議員に対する質問だと思ひます。このときに、これは私はまだ大臣ではありませんけれども、時の大臣がお答えしたのは、時の政府がお答えしたのは、時効特例法に伴う給付増として六十億円を見込むと、こういう数字だったと思ひます。

○蓮舫君 施行から九か月、まだ一年に満たないのに、当時、法律が通つたら六十億で大丈夫だと言つていた額のもう三・五倍お支払いしているん

ですよ。これ、一年たつたら四倍、五倍になってもおかしい。

つまり、私は、この年金問題は、五千万件の問題も、当時の安倍総理、本来社保庁は五月ぐらいまでかかると言つていたのを、選挙が近いということで、四月だ、三月だつてどんどん公約を前倒ししていったら、つまり、相当見込みが甘かつたんじゃないかということはまずお認めいただきたいと思ひますが、大臣いかがですか。

○国務大臣(舛添要一君) この数字と全く違う数字、既に三倍、四倍という今委員がおっしゃつたとおりで、私は、先ほど委員がおっしゃつたように、何十年にわたるこの社会保険庁の使命感と責任感の欠如、こういうことの結果がここに現れているんで、九十六歳で二千八百万円もつたつて、これ若いときからいただいていたければ相当違つていたはずなんです、こういうことを厳粛に受け止めてきちんと対応して、そういう方がおられれば一日も早く支給決定するように全力を挙げて努力をいたしたいと思ひます。

○蓮舫君 この年金時効特例法、三万件近くで二百十三億がもう支払われているんですが、じゃ、問題は、宙に浮いた五千万件の記録が御本人に戻つたとき総額幾らお支払いしなければいけないのか、これはやっぱり明らかにしないといけないと思ひます。

既に四百四十万件が統合されました。この四百四十万件統合されて幾ら支払うことになりましたか。

○政府参考人(石井博史君) 四百四十万件についてのお尋ねでございますけれども、この四百四十万件の中身でございますけれども、現に年金を受給している方からの要するに申出によつて統合が行われた分、それがすべてではございませんで、被保険者の方からの申出によつて統合された分も多く含まれているというふうに承知しております。

裁定変更の申出でございますけれども、基礎年金番号に未統合であつた記録が統合されたほか

に、それとは別に、記録の訂正とかあるいは納付記録の追加とか、そういうような様々な理由で裁定の変更が行われているという実情もあるわけでございます。しかしながら、どのような理由に基づきその裁定変更の申請が、申入れが行われたのか、そして、それに基づいてどのくらいの金額になるのか、それらについては、大変恐縮でございますけれども、把握する仕組みとなつてございませんで、お尋ねの金額については申し上げることができないわけでございます。御理解をいただきたいと思います。

○蓮舫君 受給者が再裁定をされて幾ら未払い分の年金額をいただいたのか、何で計算してないんですか。これ、まだ四百四十万件しか再裁定されてなくて、残りの四千五百万件、これから記録が戻つたらまた新たにお支払いしなければいけない。つまり、予算が発生するわけですよ。平成二十年度予算で幾ら見込みなのか、二十一年度予算で幾らになるのか、この基礎データがないと、五千万件で幾ら国庫からお支払いしなければいけないのか分らない。そんなもの分らない。四百四十万件は既に再裁定をされている。

ならば、今幾ら払つたのかというのを最低限お出しして、これ五千万件になつたら幾らになるのかというのをお示しするのがお仕事じゃないんですか。

○政府参考人(石井博史君) お答え申し上げます。

この再裁定に伴います追加的な支給決定額の総額、これに関するお尋ねは、昨年五月、六月のときのその質疑においてもいろいろな先生方からちょうだいしてはいるわけでございますが、そのときも申し上げましたように、大変恐縮でございますけれども、現時点において社会保険オンラインシステム、直ちにその計算をして御報告をする、そういう仕組みにはなつていないものでございますから、お答えすることは現時点ではできないというところでございます。

○蓮舫君 大臣、仕組みをつくつていただきました

い。

つまり、今ねんきん特別便の問題も更に注意喚起をして自分の問題だと受け止めるための更なる情報公開をしなければいけないときに、五千万件ある中の四百四十万件が再裁定して、その総額、幾らお支払いになったと。そうしたら、五千万件だったから、もしかして億なのか兆なのか分かりませんけれども、この時効特例法、三万件だけで二百億とか発生しているわけですから、もしかして兆になるかもしれない。その事の問題の大きさが更なる世論の喚起につながって、御自身の問題としてとらえてもらうための一つのきっかけになると思うんですね。この四百四十万件を、それを整理するとかそういう仕組みになっていないというのは、私はこれ職務怠慢だと思います。指示していただければいい。

○国務大臣(外添要一君) その点、実は私も同じ問題意識を持って、今残念ながら、委員、窓口に来られて、あなたこれだけ増えますよと、そこから六か月掛かっちゃっているのを今三か月に縮めるように頑張つてやっております。

そのときに、例えば、現場を見ると、例えば運輸委員、あなたはこの記録取り戻したために月々三千円増えますというのが分かると思いますね。そうすると、年間幾ら、何年間というの、これはまあ丸い、ラフな数字でしかできませんけれども、窓口で対応したときに幾ら増えるというのの言えるはずで、言っているはずなんです。ですから、それを、例えばもう手書きのメモで、そして何という担当者がやったという判こでも押して差し上げると。そうすると、一安心、本人もなさるし、ちょっとまた人手や何かを手当てしないといけないですけど、それをコンピューターにでも入力していったらいいかなと思います。

○運輸君 是非早急に検討というか着手をしていただきたい。今でも再裁定されてお支払いしている方はおられるわけですから、そういうものを積み重ねればいいだけの話で、よく社保庁の方たちに聞くと、また新たにシステム開発しなきゃいけないとか、とにかくお金の掛かるとシステムだけに依存をしている体質がありますんで、そこは是非正をしていただきたいと思っています。

私は、この年金記録問題においては、お金をお戻しするのはもちろんなんですけれども、やっぱり時間は戻らない、百一歳になって一千万、二千万もらつて、今まで掛けてきた、これまでの積み重ねというのが全くそこで、何というんでしょか、無駄になってしまっているようなお金のお支払い方というのは絶対駄目だと思うんです。

でも、先ほど来、津田委員からもありますけれども、社会保障庁がその責任の重さを痛感して、だれかがしっかりと責任を取って仕切り直しをしたのかといったら、そこが一切ない。それどころか、○六年八月、年金記録の強化キャンペーンが始まった夏から去年の夏の参議院選挙が終わった八月までの一年間、この一年間で、厚労省の課長、企画官担当職以上で退職し、公益法人、社保庁関連団体に天下つた人は何人ですか。

○政府参考人(吉岡莊太郎君) お答え申し上げます。

御指摘の期間において厚生労働本省の課長、企画官相当職以上で退職し、関連公益法人等に再就職をいたしました社会保障庁職員のOBにつきましては、昨年末、十二月の再就職状況の公表についての資料にありますとおり、合わせて十六名となっております。

○運輸君 この記録問題が大騒ぎになっているときに、社保庁の幹部の人たちはさつさと社会保障庁を辞めて関連の公益法人に天下りをしている、十六人の方が。この十六人の方、資料二枚目です。この中で、社会保障業務センター、四、五、六、七、この人たちはオンラインで記録を管理して、まさにその記録問題の担当にいたる方たちが四人天下つていますが、天下る前の退職時の官職を教えてください。

○政府参考人(吉岡莊太郎君) 今御指摘の昨年八月までの一年間に退職をいたしました十六名の内数でございすけれども、社会保障業務センターで退職したものでございます。その社会保障業務センターにおきます最終官職、業務について申し上げます。記録管理部長、中央年金相談室長、業務審査課長並びに年金番号課長、以上でございす。

○運輸君 記録管理部長、中央年金相談室長、記録管理部長年金番号課長、この人たちは皆五千万件の年金記録の訂正の現場の責任監督者ですよ。記録は全く戻らないけれども現場の監督責任者はさつさと天下つていくということが、今社会保障庁がこういう環境に置かれていてこれで理解が得られると長官は思っておられるんですか。

○政府参考人(坂野泰治君) 退職については、それぞれの方それぞれの事情によつて退職をされたものと考えてございす。当然その後任についてはそれにふさわしい人材を充てて、業務の運行に支障のないようにはきちんとしておるつもりでございす。

○運輸君 それぞれの事情があれば、この今の段階で社保庁の幹部職員は関連団体に天下るのはしょうがない、認められるという理解でよろしいんでしょうか。

○政府参考人(坂野泰治君) 退職します公務員の再就職につきましては、公務員法の規定に照らして、人事院が審査を行うべきものについては必要な審査を行い、それ以外についてはそれぞれの判断において再就職を行う、そういう制度になっているものと承知しておるわけでございます。

○運輸君 資料三枚目には歴代社保庁長官の天下り人生の天下り先を書かせていただきましたが、トップが天下つていいたら組織の幹部もいんだというところになってしまっているんだと私は理解をさせていたいております。

例えば、私はこの年金記録問題、民主党が常に言わせていただいているのは紙台帳の大切さです。とにかくオンラインのデータ記録が間違っているとときはやっぱり原票、紙台帳原簿までさかの

ばらないと正しい記録には戻らない。今八億五千万件しかないんですが、この紙台帳にまず戻ってデータをお直しをして、それから名寄せをした方が効率的だと、これは去年からずっと主張させていただいているんですが。

一番上の正本元長官、彼は紙台帳を保存命令ではなくて廃棄命令を出した元長官なんです。捨てちゃえと、捨ててもいいと。こんな命令を出した人はその後四団体も公益法人を天下つて、最低限得た給与、退職金総額は二億円を下りませんよ。それでもこういう天下りはいいかと。

私はこれ、社保庁長官に聞いても仕方ないと思いますが、大臣、政治家としてどうですか。

○国務大臣(外添要一君) 公務員制度の在り方全体、これは政府も検討をしているところであります。国家公務員法、地方公務員法をどういうふうに変えていくか。そういう中で、私が今申し上げているのは、国民からいささかの疑義も受けるようなそういうような再就職先というのは、これはきちんと考え直さないとけない。特に、今被害の問題についてそういう問題も起こっておりますので、それは厳しく指導をしているところでございすので、全体の公務員制度改革の中でこの問題をきちんとして取り組みたいと思ひます。

○運輸君 あと二年で社保庁は民間団体になるんですが、今政府が検討している国家公務員制度改革、天下り対策、禁止というのは民間団体は対象外です。あと二年したら社会保障庁、日本年金機構になったら天下りし放題になるんです。だから、ここはもっとしっかりとチェックをさせていただきます。私たちは国家公務員制度改革のときにこの社保庁の問題もしっかりと提言をさせていただきます。

次に、先ほど大臣は津田委員の質問に対して、歴代長官、どれだけ判断ができるのか、この人は仕事をしておる人は仕事をしない、材料が足りないとおっしゃいましたが、総務省の年金記録問題検証委員会は、基礎年金番号導入、平成九年

時から長官を務めていた三人から事情聴取をしています。この聴取の結果、メモはどういうふうな、どこに上げました。総務省に伺います。

○政府参考人(関有一君) 検証委員会が三名の社会保険庁長官OBからヒアリングを行いました。その結果につきましては、検証委員会、十月三十一日に最終報告書を提出いたしました。そこ

に……
○運動君 メモはどうしたのかと聞いています。
○政府参考人(関有一君) ヒアリングの結果につきましては座長が備忘録的なものをお持ちになっていたというところで、それを基に概要を作成をし、三月六日に公表をいたしましたところでございます。

○運動君 メモはどういうふうにしたんですか。メモは提出しましたか、社会保険庁あるいは厚生労働省に。大変なこれは材料ですよ。

○政府参考人(関有一君) 三月六日に公表をいたしましたので、当然、社会保険庁もそれを入手しておるものと考えておるところでございます。

○運動君 そうすると、社会保険庁はこの元長官のメモを中心に何らかの検討をしましたか。当時の長官はこういう認識だった、当時の組織はこういうふうだった、何が問題だったのか検証したかどうか聞かせてください。

○政府参考人(坂野泰治君) このメモにあるような聴取結果も踏まえて検証委員会の報告が最終的に作成をされておるわけでございます。そして、その報告書においてこの記録問題が発生した原因及び今後に残された課題などの整理をされておるわけでございます。したがって、私どもとしてはその報告書全体を受け止めて、その報告書の提言、意見に従って必要な改善措置を講じていく、そういう考え方にあるものでございます。

○運動君 検証委員会の報告書は、一言で言えば、みんな悪かったで終わっているんですよ。歴代長官の責任も重いし幹部職員の責任も重いで終わって、だれもその責任を取っていない。
このメモについて、じゃお伺いをいたします。平成九年、基礎年金番号導入時に長官を務めて

いた佐々木典夫さんですが、佐々木さん、その後長官をお辞めになって医療関係の公益法人に理事長として天下って、四年間で給与と退職金で少なくとも五千万円を手に入れている人なんです。その後更に財団法人にも天下っています。この方、聴取でショックだと言われている。何にショックだったと言っていますか。

○政府参考人(関有一君) ヒアリング概要を見ますと佐々木元長官は、結果として私にとつて非常にショックだったのは、基礎年金番号の導入に關し、過去記録の整理は受給者については照会しなかったのだが、受給年齢の人の記録が五千万件に入っていることである、裁定を受けた人は問題がないと考え疑っていませんでしたと述べております。

○運動君 裁定を受けた人には間違いがないと信じて疑ってなかったんです。その作業をしてなかった。これ、どうして信じて疑わなかったんですか。

○政府参考人(関有一君) 佐々木元長官の発言、推察になるわけでございますけれども、ヒアリング概要からしますと、裁定を受けた人は社会保険庁として本人から事情を聴き、また社会保険庁の記録の確認も行われるものでありますので裁定の段階で記録が結び付くと、そういうふうにご覧になっていたにもかかわらずそうではなかった例があったということをやられておるものと推察をいたします。

○運動君 推察だと検証はできないんですね。これは委員長にお願いをいたしますが、佐々木典夫元長官、参考人の要請します。

○委員長(岩本司君) 理事会で協議いたします。
○運動君 二〇〇三年から二〇〇四年に長官だった真野草氏、彼も社会保険庁長官を辞めた後には公益法人、厚生労働省所管の公益法人に天下っています。この方は、業務課における花形業務は裁定だったと言っています。

これ、ヒアリングの概要に何て書いてありますか。

○政府参考人(関有一君) 真野元長官は、地方の

職員は記録の管理を行うが、裁定は高井戸の業務課が一括して行っていた、記録の管理は総じて緑の下力持的な業務だった、記録の重要性は当然のことながら、できるだけ早く裁定する、間違いない早く支払うということにウエートが置かれていたと述べております。

○運動君 更に真野さんは、花形業務は裁定だった、裁定をやるのがもう最高ランクだった。でも、そこはミスがあったというのが今明らかになっているんですが、この高井戸の業務課の問題も検証しなければいけないと思いますが、真野当時の長官は記録の重要性を抽象論として言っていたそうなんです。それはどういうふうに言っていたんでしょうか。

○政府参考人(関有一君) 真野元長官は、記録の重要性について常に組織として言い続ける努力をしてきたが、年金の記録という地味な作業をやる職員にも誇りを持ってやれと言っていたかということになると、なかなかそうとは言えないと思

い、反省していると述べております。
○運動君 大臣、この長官二人の聴取から伺うと、つまり裁定は信じて疑わなかった、記録は大事だと抽象論で言っていた、国民に対してどう思っているか、申し訳なかった、これだけなんです。私はこのメモの材料だけでも十二分に検証する価値があると思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(舩添要一君) 私もこのヒアリングのメモを読んで、今委員が指摘するような点について、裁定ですべて片付くという点の認識をやって、念には念を入れるという態度が足りなかったんじゃないかと、そういうのはこの文面からは表れてくると思います。

したがって、こういうことも含めて、今後二度とこういうことが起こらないように再発防止ということに取り組んでまいりたいと思います。

○運動君 組織の統括、もう一回仕切り直し、二度と起こさないんだという再発防止、制度としてやらなければいけないのと、もう一つは、こうい

うふうにだれも責任を取らないんだけど、でも、この社会保険庁のミスを処理するには国民の税金を使わせてください、平成十九年度の補正予算案で二百一億、平成二十年年度の予算で三百億、これまでほかにも六十億使っている。五百六十億円税金が使われるんですが、資料の四枚に付けました、十九年度の補正予算で二百一億円の要求をするときに社会保険庁は、財政合理化努力を行う、自分たちも汗をかきます、自分たちも努力をします、だから税金を使うのを認めくださいという形だけの姿勢は取っておりました。じゃ、これ平成二十年度ではどんな節減努力を行うんでしょうか、長官。

○政府参考人(坂野泰治君) 平成二十年度における財政合理化については、具体的には施設の売却、これは社会保険庁が保有する廃止予定の宿舍の売却などがございますけれども、予算上は約四億円を見込んでおるわけでございます。また、そのほか人員削減、定員の純減によります人員費の節減が十七億円、二十年度で見込まれておるわけでございます。

なお、二十年度予算の積算に当たっては、専門家の意見聴取を行う、あるいは類似業務の実績を踏まえて十分精査するなどいたしまして、できるだけ効率的な予算の積算に努めているということとろでございます。

なお、これからの予算の執行に当たってできるだけの節減努力は継続していくべきものと考えております。

○運動君 施設の売却って、それは国民がお支払いした年金保険料で買ったものですよ。それをたたき売りすることが節減努力で、今最も人が要る、そうじゃなくてもどんどん辞めちゃっている、幹部職員は天下っちゃっている、人がどんどん逃げ出している社会保険庁の職員をまた更に純減させて、それが節減努力だ。それで十分真つ当な仕事ができるんでしょうか。

○政府参考人(坂野泰治君) 売却します施設は、税財源をもって管理をするあるいは保有をする

いう整理をしておるものでございまして、保険料財源において管理をし保有する施設とは別のものとして整理をしているものを売却をするということとでございますし、また人件費の節減で純減を続けるということも申し上げておりますが、これは既に現在七か年計画の下に毎年着実に業務の民間委託等を進めて、その上で純減をするという中で毎年毎年生み出しているものでございます。

私も、本来私どもが実施すべき業務については、その実施に必要な人員は確保できているものと考えているわけでございます。

○運動君 よく分かりません。天下り団体は幾つもの要らないものを整理合理化した方が私はよっぽど節減努力で胸を張れるんだと思っています。いまだに天下り職員の天下り先、公益法人、関連団体、財団法人、全部そのまま温存しておいて、歴代長官、幹部職員は天下りについて、実際に自分たちの失態であるミスを補てんするのは税金使うけれども、自分たちもちよつと努力をした、その努力は何か、人員削減、これはなかなか私は理解できません。この問題はまた更に追及をさせていただきますか。

昨日の予算委員会、大臣が水岡委員の質問に対して、今総務省にある第三者委員会であつて、厚生年金に関しては二万件近くの相談があつて、既に十七件があつて決定を受けているんですが、ほかには百六十件あるとおっしゃっていただんですが、これは百六十件は疑いがあるということでしょうか。

○委員長(岩本司君) 坂野長官、簡潔にお願いします。

○政府参考人(坂野泰治君) この百六十件につきましては、私どもの社会保険事務所において第三者委員会への申立てを受けた事案の中で、外形的にこれまでもあつて受けたものと類似している、そういうものを抽出をしているものでございます。まだ第三者委員会で審議をして結論が出ているものではございませんので、この中にはあつ

せんに至らないものも含められると思いますが、私どもとしては、外形的に類似したものがあるという中でまずこの百六十件を抽出をして、これについて個別に調査を行いたい、そのように考えているものでございます。

○運動君 外形的にという、これまでに二パターンあるんですね。損失の期間を短くするとか、あるいは標準報酬月額を故意に下げるとか、この二パターンに外形的に類似するものがほかにも百六十件あつて、これはあつてせんがされるかどうかを待っているということなんでしょうが、これ、やはり前回の委員会でも質問させていただきました。外添大臣が早速に検討して調査を指示する。これ、社会保険庁坂野長官も大臣の指示に従つて業務の遂行に当たりたいと答弁をしておりました。

三月で自分たちが期限としていた十七件、標準報酬月額、第三者委員会であつてせんされたもの、この調査終わりましたか。

○政府参考人(坂野泰治君) 三月の初めに公表しました時点では十六件の案件でございました。それについては、これまでも既に申し上げましたとおり、担当者の聴取、さらに関係する事業主の方々への聴取、そういうことを続けているわけでございます。

ただ、何分にも、記録がもはや廃棄されて残っていない、そういう案件も、古い案件でございます。具体的な事実関係の確認にお時間を……

○委員長(岩本司君) 運動君、時間がもう来ております。

○運動君 時間になりましたので終わりますが、今、長官、そういうふうな整理をするのはやめていただきたい。何分にも古いというのは、この十六件の中で昭和の記録だったものは二件しかない。ほかは全部平成の直近のやつじゃないですか。そういう言い逃れはしないでいただきたい。そして、大臣からの指示を無視しないでいただきたい。すぐ調査報告を出していただいて、社会保険庁職員が携わっているんだからすぐさま改善

策を講じなければいけないということを再度指摘をさせていただきたいと思ひます。

大臣、何かあれば。

○委員長(岩本司君) 大臣、時間が過ぎていきますので簡潔に願ひます。

○国務大臣(外添要一君) はい、簡潔に終わります。

今御指摘のこの取りあはず十六事案ははつきりしておりますので、四月中に、それまでに分かる範囲で、事業主とくに協力得ないといけないんで、そこまでは分からないかもしれませんが、分かる範囲で四月中に公表をさせます。

○運動君 終わります。

○委員長(岩本司君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時から再開することとし、休憩いたします。

午前十一時四十八分休憩

午後二時開会

○委員長(岩本司君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○石井準一君 自由民主党の石井準一でございます。

通告に従ひ、質問をさせていただきます。

つい先日、消費者行政を一元化する新組織、仮称消費者庁あるいは独立行政委員会の立ち上げが発表されました。記憶に新しい中国産冷凍ギョーザ事件を始め一連の食品偽装問題や薬害及び医療機関のたらい回し、またコムスン、NOVAといったサービスの破綻など、近年立て続けに発生し、増え続ける企業の不正から消費者を守るためには、消費者サイドに立った強力な窓口の一本化は当然の流れであり、多少時間が掛かっても必ず実現しなくてはならない重要な課題であります。

よく、消費者も賢くないと言ひますが、それはそのとおりであります。しかし、安い、手軽、便利なものを選択してしまうのは考えてみれば当然の心理で、そのニーズにこたえようとする企業の努力もよく分かります。しかし、そこに安全性を無視してよいという理由は一つもありません。企業モラルの高い社会に転換していくためにも、これからの消費者行政は、各省庁や関連機関とスムーズな連携を取りながら、素早い対応のできる組織へと改革をしていただきたい。

特に、食料自給率が四〇％を切る我が国においては、輸入食材の安全性は即国民の生命につながるものであります。中国産冷凍毒入りギョーザの教訓にあらゆる角度から検証することで新しい組織の姿が見えてくるのではないかとこの思いを込めて質問をさせていただきます。

食の安心、安全からであります。

中国産冷凍ギョーザによる健康被害により、国民生活の根幹である食の安全、安心への国民の信頼は大きく損なわれました。このような事件を二度と起こさないように万全の体制を築くことが極めて重要であります。

事輸入食品にしましては、我が国の食料自給率が年々低下傾向にある中、日本冷凍食品協会によりまして、平成十八年一年間の冷凍食品の消費量は二百六十九万二千五百二十トンで、乳幼児も含めた国民一人当たりの年間二十一キロ消費をしていると言われております。日本の食に深く浸透し、その安全確保の重要性はますます高まっております。再発防止策の検討に際しましては、最終的には事案の原因究明が必要であります。それを待たずとも取り組むべき課題も多く、例えば、危害情報を迅速に集約し一元化する体制の改善、整備などでありまして、

まず、情報の集約・一元化体制の強化、緊急時の速報体制の強化、輸入加工品の安全確保策の強化といった再発防止全般について、その概要をお伺いをいたします。

○政府参考人(堀田繁君) お答えいたします。

政府では、去る二月二十二日の食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合におきまして、「食品による薬物中毒事案の再発防止策について」という取りまとめを行ったところでございます。

本再発防止策は、今回の事案を契機とした国民の食の安全、安心に対する不安をどのように解消していくかといった観点から、原因究明を待たずに、今この時点で再発防止策として何ができるかといったものを取りまとめたものでございます。三つの柱から成っております。第一に情報の集約・一元化体制の強化、第二に緊急時の速報体制の強化、そして第三に輸入加工食品の安全確保策の強化という柱に整理したものでございます。

具体的には、情報の一元化・集約体制を推進するための関係府省におきます食品危害情報総括官の指名、現場からの情報を迅速かつ着実に本省に伝達するための報告ルールの見直し、検疫所に配置されている、配属されている食品衛生監視員の増員、検査機器の整備による監視体制の強化などが盛り込まれております。

現在、政府におきましては、この再発防止策に掲げられた各施策を実施しているところでございます。

○石井準一君 政府におきましては、昨日、中国製ギョーザ中毒事件を受け、再発防止策に伴い、緊急時対応を確認する初訓練をしたという報道がなされております。関係府省に新設した五人の食品危害情報総括官を中心に連絡体制を点検したものだと言われておりますが、この点についてお伺いをしてみたいと思います。

○政府参考人(堀田繁君) 今申し上げました二月二十二日の申合せによりまして、情報の一元化・集約体制の推進のための関係府省におきます責任者として、新たに各府の局長クラスを指名いたしました食品危害情報総括官を置いたところでございます。

この食品危害情報総括官については、再発防止策において、二つございまして、一つは、情報の

集約・一元化体制の強化の観点から連絡会議を定期的に開催いたしまして、平時でも情報の共有を図るというふうにしております。そして第二に、緊急時の速報体制の強化という観点から、緊急の対応が必要と思われる事態が発生した際に招集されまして、情報収集それから分析といったものを行いまして関係省庁で情報の共有を行うということにしております。

これを受けまして、三月五日に第一回目の食品危害情報総括官の会議が開催されました。原則月に一回開催するといったことが申し合わせておりますし、昨日、七日でございすけれども、緊急時対応マニュアルに沿った訓練を実施したところでございます。

○石井準一君 これまで食品安全関係府省における緊急時の体制は、食品安全基本法第二十一条第一項に規定する基本的事項第四の四に基づく緊急時対応マニュアルとして、食品安全関係府省緊急時対応基本要綱から定められております。その要綱にも緊急時における情報連絡体制、緊急対策本部の設置等が定められておりますが、今回の事件を受け、新たな体制の構築はこれまでの体制とどこがどのように違うのか、これまでの体制では何が不十分であったのか、新たな体制を構築した理由についてもう一度お伺いをいたします。

○政府参考人(堀田繁君) 今回、関係する省庁が非常に多岐にわたるということで幅広い省庁にも参加していただいているということと、レベルとしても局長クラスが集まっていたいただいているということでございます。

○石井準一君 次に、食品による薬物中毒が発生した際の保健所の初動体制についてお伺いをいたします。

さきの申合せには、今後講ずるものとして、保健所における二十四時間、三百六十五日の対応体制の確保等を図るよう都道府県に要請をするという記述されておりますが、具体的にはどのようにそのような対応体制の確保を図るのか。また、平成十九年度中となっておりますが、これは都道府県への

要請を十九年度中に行なったということでよろしいのか。要請を行った際の都道府県等の反応及び現時点での体制整備の状況、今後の進捗の見通しについてもお伺いをいたします。

○政府参考人(西山正徳君) 保健所の休日、夜間におきます体制については、これまでも地域保健に関する基本指針、それから地域健康危機管理ガイドラインによりまして、通常の業務時間以外の時間帯にも、随時連絡を取ることができるような体制づくりを行うよう求めてきております。今般の事案に関しまして、関係閣僚による会合申合せに基づきまして二月二十五日付けで通知を出しまして、二十四時間、三百六十五日の対応体制を確保するよう都道府県等に対して改めて要請したところであります。

そのお尋ねの結果でございますけれども、百三十自治体、都道府県四十七、特別区二十三、政令市等が六十でございすけれども、このうち休日、夜間の対応が、十九年度末で対応が可能な自治体について百二十自治体、百三十のうちの百二十自治体、それから二十年度の早い時期、六月ごろまでですけれども、対応開始予定が七自治体、対応開始時期について検討中が三自治体となっております。

いずれにしましても、私も、引き続き休日、夜間の体制を整備するよう地方公共団体に要請してまいりたいと考えているところでございます。

○石井準一君 次に、食品による薬物中毒が発生した際の医療機関における体制整備についてお伺いをしたいと思います。

今回の事件を踏まえ、高度救命救急センターはもちろんのこと、三次、二次、一次救急病院において中毒の原因物質を速やかに分析、特定できる機器の配置はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○政府参考人(外口崇君) 大規模な中毒事案発生時等におきます医療を確保するという趣旨から、救命救急センター等の医療機関において中毒の原因物質を分析できる体制の確保は重要であると思

います。

厚生労働省としては、平成十年に発生した和歌山県毒物カレー事件を踏まえ、十年度補正予算により計七十三か所の救命救急センターに毒物劇物解析機器を配備いたしました。また、その更新時期を迎えた平成十八年度以降も予算補助の対象としているところであります。

また、救命救急センターに限らず、化学物質による急性中毒に関する医療機関からの照会に対し、財団法人日本中毒情報センターにおいて物質の毒性情報や治療方法に関する情報提供を行っているところであります。なお、原因化学物質の分析は、地方衛生研究所等でも対応しているところであります。

厚生労働省としては、こうした体制の確保に対する支援を引き続き行つてまいりたいと考えております。

○石井準一君 次に、輸入食品の安全を確保するためには、水際の検査体制の充実も重要であります。

政府は、今年度、加工食品の残留農薬に係る検査を行う意向を示しておりますが、現在の検疫所の体制では抜本的な拡充は困難であると思ひますが、食品衛生監視員の大増員や検査機器の拡充を行うべきではないかと思うが、いかがでしょうか。

○政府参考人(藤崎清道君) お答え申し上げます。

輸入食品の監視体制の強化につきましては、これまで順次その増強を図つてきておるところでございますが、引き続き、検疫所におきます食品衛生監視員の増員、並びに輸入時の検査件数及び検査項目の拡充に努めてまいりたいというふうに考えております。またあわせて、そのために必要な最新の検査機器の導入などにより監視体制の強化に努めていきたいというふうに考えております。

また、輸入時検査につきましては、食品による薬物中毒事案の発生を踏まえました加工食品の残留農薬検査を含めまして、多種多様な輸入食品に

ついで食品衛生上の状況を幅広く監視することを目的として国が年間計画に基づいて実施するモニタリング検査、また、モニタリング検査等において法違反が判明するなど法違反の可能性が高いと見込まれる食品等につきまして、輸入者に対しまして輸入の都度実施を命じる検査命令、こういう形を取りながら、重点的、効果的な検査の実施に努めているところでございます。

先生御指摘のように、この検査体制の強化ということは大変重要でございますので、今後ともその体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○石井準一君 次に、再発防止において重要なのが意識の維持、過去の教訓をどう生かすかであり

ます。さきの予算委員会でも同僚の森まさこ議員が、あくまでも、保健所に幾ら職員を置いても職員のしつかりとした意識がなければ問題は解決しないという指摘もされておるわけであります。のど元過ぎれば熱さを忘れるとのことわざに象徴されるよう、事件が起こった直後が意識が高まるものの、時間の経過とともに意識が薄れてまいります。意識の維持について、大臣の所見及びその方策についてお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(外添要一君) 再発防止、一つはこの制度、システムを整備する、もう一つは、今委員が御指摘のように、それぞれの担当の職員の意識がしっかりと危機意識を持ってもらうということ

であります。そこで、この中国の輸入ギョーザの件につきましては、第一線の保健所の現場から本省に情報伝が速やかに上がってこなかった、こういう問題もござい

ます。これをきちんと上がるようなシステムを見直していくと。それから、検疫所における検査体制の強化、これは今まで答弁あったとおりで

ございます。そういうような制度的な手当てをしながら、緊張感を持って、これは危機管理であると、国民の命を守ることで

であると、そういうことを徹底させて指導をしてまいりたいと思

います。○石井準一君 一方で、日本が海外の食品なしにやっ

ていけるのかといえ、絶対不可能でありま

す。日本はいかに中国や他の国から食料を確保するかという危機に直面した場合、この問題は日本

の食料安全保障の大きな柱の中で考えていかなければならないこととあります。中国と日本という国境を隔てた関係でとらえるのではなく、これからは中国に

いる生産者と日本に

いる消費者が食の安全、安心という信頼関係をしっかりと築いていくことが必要になるのではないで

しょうか。のど元過ぎれば熱さを忘れると言いましたが、この事件が起こった当時

から三か月後の現在、冷凍食品の需要と供給のバランスは八割程度回復をしたとも言われております。また、買い控えも大体一週間ぐら

いで、家計は楽ではないし、子育ての時間もない、そうした背に腹は代えられないとい

う今の日本の大きな社会の背景もあるということ

を我々はしっかりと認識をしていかなければならないということ

を、今回の中国冷凍ギョーザ事件はまさに物語っているのではないかと

いうことを痛感させられるわけであります。次に、危機的な状況にある地域医療、いわゆる公立病院についてお伺いをしたいと思

います。日本の経済は今史上最長の好景気と言われておりますが、医療をめぐ

る環境はこれとは全く逆になります。救急救急センターや保健所の人

員不足もさることながら、昨今の医師不足、看護師不足は深刻さを増して

おります。医師の確保が困難なことを理由に、地域医療を支える公立病院の中には、特定の診療科の廃止、休

止に追い込まれ、経営状況が急速に悪化する病院が生じ、その結果、地域に良質な医療を継続して提供

する体制が揺らいでおります。公立病院は、過疎地や不採算部門を担う地域によ

って欠かすことのできない存在であることをか

んがみれば、こうした事態は緊急に対処する必要

があると思

います。医師の数が毎年四千

人前後増加する中

にあつても、四十代前後の中堅勤務医師が病院を離れ開業医になるなど、地域の公立病院からは医師確保の見込みが立たないという悲鳴が聞

こえております。医師不足を理由に地域医療がお

おざりになることはあってはならないこととあ

ります。各地の公立病院が今なお医師及び看護師不足に苦しんでいる現状を政府はどう認識してい

るのか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(外添要一君) この医師不足の問題、緊急医療体制の整備、これは喫緊の課題でありま

して、先般、一月十五日に長野県の飯田市立病院、視察してまいりました。これも公立病院。た

くさんの公立病院が地域の中核的な病院として機能している。そういう中で医師不足、この飯田の市立病院も産科医の不足という

ことで、せっかく始めた里帰り出産やめな

いというけないうような訴えがございました。幾つかの病院に対して、これは文部科学省、総務省、防衛省などの協力を得

まして、取りあえず四月一日からその閉鎖とい

うようなことがないように産科についてはいた

しましたけれども、こういう手当てをする

とともに、昨年五月に政府・与党の緊急医師確保対策がございまして、これに基づいて様々な政策を行っ

ていて、この四月から診療報酬改定、その他勤務医の労働条件の改善、待遇の改善、こういうことを含めて様々な対策を講じ、この問題に取り組んでいるところでござ

います。私は、やっぱりいろいろな措置が必要で、緊急的な、今飯田市立病院のような手当てが必要

な部分がある。しかし、長期的にはやっぱり構造的な改革が必要だとい

うように思っていますので、これは、私の下に直属であります医療の長期ビジョ

ン、安心と希望の医療ビジョン、こういう今勉強会

で取りまとめを行っているところであります。喫緊の課題、中期的な課題、そして長期的な課題、これを上手に組み合わせ

て新しい政策を策定し実行していきたいと思

っております。○石井準一君 大臣から答弁をいただきまして、

ありがとうございます。地域住民の医療に不可欠な公立病院の存続のため、自治体においてはその経営効率化に向けた努力をしていくべきであります。しかし、公立病院の役割を考えると、ある程度の赤字には目をつぶらざるを得ない面も

あります。総務省においては公立病院経営効率化に向けた検討を行っておりますが、昨年十二月に示された公立病院改革ガイドラインについて、そのポイントをお伺いをさせていただきます

と思います。○政府参考人(柴田潤君) ただいまお話もございましたが、多くの自治体病院におきまして、現在、経営状況の悪化とか、先ほどもお話ござい

ましたが、ドクターがやっぱり足りない等々によりまして地域医療体制が極めて厳しい状況になっ

ているというふう

に思っております。そういう中で、各公立病院がやはり地域医療を支えていくという観点から、安定的な経営がで

き、かつ地域に必要なサービスを継続して提供することができるとい

うふうにしていかなければならないん

だろうと思っております。そういう中で、先ほどもお話ございましたが、公立病院改革ガイドライン

というのを昨年十一月に総務省で作らせていただいたところでござ

います。この中では、経営の効率化、再編・ネットワーク化、更に言

ったら経営形態の再検討と、三点を一体的に推進してい

ければどうかと考えてござ

います。現在、各地方公共団体

に対して、こうした考え方を踏まえて公立病院の改革に総合的かつ積極

的に取り組むようお願いしているところ

でございます。そんな現状でござ

います。○石井準一君 ガイドラインにおきまして、各自治体は平成二十年度内に公立病院の改革プランを策定するとされて

おります。しかし、公立病院の行き過ぎた経営効率化は病院の倒産を招き、地域医療の崩壊へとつながる懸念も示されて

おります。もちろん、経営の無駄を徹底的に見直すなど必

ず。

要な効率化は行っていくべきであると思っております。しかし一方で、国としては地域医療確保に向けた交付金等の手当てもしっかりと行っていくべきと考えておりますが、平成二十年度予算では交付税措置でどのような手当てがなされているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(榮田潤君) 公立病院につきましては、確かにへき地医療とか救急医療とか、言わば採算が取れないところもやっておるということでございます。採算を取ることが客観的には困難な経費もございます。したがって、そういうところにつきましては、各地方公共団体の一般会計が公立病院にお金を出すというふうになれておるところでございます。

平成二十年度におきましても、こうした一般会計から各公立病院に出すお金につきましては、地方財政計画に六千七百八億円計上しておるところでございます。今後、地方交付税の算定を通じて各地方公共団体に対して所要の財政措置を進めていくというふうな考えておるところでございます。

○石井準一君 どんなに経営効率化を行い交付税措置を充実させても、実際に病院に勤務する医師がいなければ何も始まりません。公立病院の病床利用率の低さが経営効率化を妨げているという指摘もありますが、その背景にはやはり医師と看護師の恒常的な不足があるとも言えます。

医師、看護師不足は一病院、一自治体の努力で解決できるものではありません。公立病院を所管する総務省と医師確保策の音頭を取る厚生労働省が連携を密にし、必要な施策を着実に進めていくべきであると考えて、大臣の決意のほどをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(外添要一君) 先ほど申し上げましたように、公立病院、大変厳しい状況にあります。これは総務大臣とも緊密に連絡を取って、地域の拠点である公立病院、これが期待されている役割を果たすように全力を尽くしてまいります。

○石井準一君 大臣の決意のほどはお伺いをさせ

ていただきました。しかしながら、一方で公立病院の経営主体である地方自治体に目を転ずれば、財政の健全化指標が導入をされ、公立病院などの特別会計も含めた連結実質赤字比率が四〇％を超えた市町村は財政再生団体に指定されることとなり、多くの公立病院は赤字経営に陥っております。

財政再生団体に指定されることを避けるという観点から、公立病院の廃止や縮小を考える地方自治体が出てくるのは必至であると考えますが、地域の医療供給体制、地域住民のニーズを考えれば、その公立病院が担ってきた医療機能をどう残していくのかということも考える必要があるのではないのでしょうか。

そこで、公立病院における指定管理者の活用、民間への移譲について、地域医療の確保と地方自治体財政の両立という観点から、公立病院の指定管理者導入あるいは民間移譲を進めるということについて十分な対応ができていくのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(榮田潤君) 先ほどお答えいたしました公立病院改革ガイドラインの中の三本の柱の中のひとつとして、経営形態をどう考えていくか、各自治体で再検討していただくこととあり得るというふうな思っております。それで公立病院改革ガイドラインの中でも、今お話しした指定管理者制度の導入、それから地方独立行政法人への経営移行、そういうふうなことも含めて経営形態を再検討するというのも自治体にお願したいと思っておりますのでございます。

ただ、いずれにいたしましても、私ども、やっぱり地域医療の拠点として本当にその地域に必要なサービスをやっていただいている公立病院に關しましては、それはなくなるということとは地域医療に穴が空くということになりますから、やっぱりそうなんちゃいけなわけでございますから、経営形態を変えようというのの一つの方法でございますけれども、いろんな選択肢の中で、私どもも必要な財政支援をさせていただきつつ、その地域

における必要な医療が穴が空かないようにしていかなければならぬと思っておりますのでござい

○石井準一君 公立病院が赤字経営基調となっている理由は、診療報酬、医師不足など全国的な問題だけではなく、個々の地域ごとの要因も深く絡み合っている、多様であると思っておりますが、赤字で財政再生団体になるのを避けたいから公立病院を閉鎖、縮小さえすればいいというのではなく、地域の医療の確保を図れるような方策が不可欠であります。

その意味で、単に公立病院の切捨てとならないよう十分な対応を要請いたしますが、いま一度その取組、そして総務省と厚生労働省の意向が相反することのないよう、しっかりと対応を協議をしていただきたいと思います。いま一度お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(榮田潤君) 先生お話しのとおりでございます。財政健全化法が施行されますが、そういう中で公立病院も含めて公営企業特別会計と一般会計は合わさって財政状況をチェックしていくことになるわけでございますが、そのために一方で経営に苦しむ公立病院がなくなってしまうということも、地域医療に穴が空くということにちやいけなないことだろうと思っております。

したがって、私ども、公立病院改革の中でも様々な財政支援措置を新たに講じているところでございます。平成二十年度にも公立病院特例債等々の発行なんかもできるようにする等を通じて、赤字に苦しむ公立病院がそのゆえに倒れてしまふということがないような財政支援というのをやっぱり続けていきたいと思っておりますのでございます。

○政府参考人(外口崇君) 昨年五月に取りまとめました緊急医師確保対策を今、各省協力して連携して進めておりますけれども、特に総務省、文部科学省とは今定期的に連携を取りながら地域医療の確保に向けて努力しているところでございま

す。引き続き一生懸命取り組んでまいります。

○石井準一君 まさしく地域住民の命を守ってきた病院を支える抜本的な対策を急いでいただきたく、改めてお願いを申し上げる次第であります。次に、医療安全調査委員会、仮称についてお伺いをしていきます。

医療とはどういうものであるかということについて、患者と医師の考え方に大きな差があると言われております。医療の安全の確保は我が国の医療政策上重要な課題であり、とりわけ死亡事故についてその原因を究明し再発防止を図ることは国民の切なる願いであります。医療の安全を向上させていくためには、医療死亡事故が発生した際に事故の原因を究明し、再発防止に役立てていく仕組みが必要であります。また遺族には、まず真相を明らかにしてほしいとの願い、そして同様の事態の再発防止を図ってほしいとの願いがあります。

しかし、死因の調査や臨床経過の分析、評価などについてはこれまで行政における対応が必ずしも十分でなく、結果として民事あるいは刑事手続にその解決が期待されているのが現状であります。しかし、これらは必ずしも原因の究明につながるものではありません。また、裁判は長期の審理となり、患者、病院双方に相当な負担が掛かるわけであり、医療の安全の確保の観点から、医療死亡事故について分析、評価を専門的に行う機関を設ける必要があります。

新しい仕組みの構築は、医療の透明性の確保や医療に対する国民の信頼回復につながるとともに、小児科、産婦人科、外科や脳外科を始めとして過重な負担が掛かりそうな分野で安心して診療を行える環境づくりにも資すると考えられます。

去る四月三日、医療死亡事故の原因究明、再発防止という仕組みについて、医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案の第三次試案が公表されました。

医療安全調査委員会、仮称の概要、特に第二次

試案との違いについて伺いをいたします。

○政府参考人(外口崇君) 御指摘の第三次試案では、医療死亡事故の原因究明、再発防止という仕組みについて、平成十九年四月に設置した診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討会での議論や、平成十九年十月に公表した厚生労働省第二次試案への各方面からの御意見を参考といたしまして、改めて現時点における厚生労働省としての考え方を取りまとめたものであります。

この第三次試案におきましては、医療死亡事故に関する医療機関からの届出義務の範囲を明確化した上で、医療機関の管理者からの届出を制度化すること。医師法第二十一条を改正し、医療機関が委員会へ届出を行った場合にあっては、同条に基づく異状死としての警察への届出は不要とすること。捜査機関への通知は、故意や重大な過失のある事例、そのほか悪質な事例であると委員会が認めた場合に限り、医療事故に対する行政処分は、医療の安全の向上の観点からシステムエラーの改善に重点を置いたものとする等を明らかにしたところであります。

○石井準一君 今後、この第三次試案については、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、法案として具体化する作業が進められることとなりますが、関係者間の調整も十分に行う必要があるとは承知しておりますが、安心して診療を行える、受けられる環境づくりのためにできるだけ早い時期の実現が望まれます。今国会への法案提出を目指すとの報道もなされておりますが、法案提出予定の有無も含め今後のスケジュールについて伺いをしたいと思います。

○政府参考人(外口崇君) 厚生労働省としては、医療の安全の確保の観点から、医療死亡事故の原因究明、再発防止を図る仕組みを設ける必要があると認識しております。

この第三次試案は、医療の透明性や医療に対する国民の信頼の回復につながるとともに、医師等が萎縮することのないよう、医療界からの懸念事

項等に対しての厚生労働省の見解を明確化したものであります。

この第三次試案を基に広く御議論いただき、国民の皆様におおむね御理解をいただければ、組織等必要な検討を加えた上で、可能であれば国会中の法案提出を目指していきたいと考えております。

○石井準一君 いま一度、第二次試案と第三次試案、そこで協議をされた違いの点をもう一度伺いをしたいと思います。

○政府参考人(外口崇君) 第二次試案と第三次試案では、第二次試案で具体化していなかったことについて第三次試案は具体化した書き込みがなされてございます。例えば、医療死亡事故に関する医療機関からの届出義務の範囲について、第二次試案ではより具体化してなかったんでございますけれども、第三次試案ではこれをかなり考え方を明確化して記載してございます。

また、医師法第二十一条の考え方についても、第二十一条との関係を整理するというような表現であったものについて、これは医療機関が委員会へ届出を行った場合にあっては、同条に基づく異状死としての警察への届出は不要とすることというように、第二十一条との関係も明確化してございます。

また、捜査機関への通知についても、故意や重大な過失のある事例、そのほか悪質な事例であると委員会が認めた場合に限り、今まで課題であった点についてできるだけ明確化して具体化した記載をしたものでございます。

○石井準一君 ありがとうございます。

医療機関又は行政の方では大体の位置付けは分かるわけですが、患者側、広くこれを周知させるのに第三次試案ではどのような努力目標があるのか、伺いをしたいと思います。

○政府参考人(外口崇君) 今回の仕組みの目指すところは、医療関係者にとりましてまた患者さんの方にとりまして、どちらにとっても役に立つ、プラスになる、そして何といいたしても、国民全体にとってこの医療事故の真相究明を通じて再発防止に資すると、そういったことがねらいでございます。したがって、医療関係者、患者さんの方、両方ともコンセンサスを取ることが重要でございます。その意味で、第二次試案の方でも普及啓発のこと書いてありますけれども、第三次試案でも、より一層患者さんの方からも御意見をいただいて、パブリックコメント今進めているところでございますけれども、この中身をより具体化してコンセンサスを得るべく取り組んでいきたいと考えております。

○石井準一君 次に、労働者派遣法の見直しについて伺いをいたします。

昭和六十年に労働者派遣法が施行されて以来、派遣労働者数は増加を遂げました。仕事内容や勤務時間を選べる働き型であるとして積極的に派遣労働の形態を選択する労働者がいる一方で、正社員の職が見付からなかったためという理由で派遣労働者となっている者も同程度存在をいたしました。こうした派遣労働の中で特に日雇派遣、スポット派遣と呼ばれるごく短期の派遣契約を繰り返し、その日暮らしを強いられる若者の存在が社会問題化しております。派遣法改正の議論を行っていた厚生労働省の労働政策審議会の労働力需給制度部会においては、法改正については労働者の意見が対立し議論の集約に至らなかったものの、日雇派遣に関する部分については早急な対応が必要であるとの認識で一致をし、ガイドラインの整備等がなされたと聞いております。

これに合わせて、厚生労働省において緊急違法派遣一掃プランを実施したと聞いております。この緊急違法派遣一掃プランについて説明を願います。

あわせて、プラン実施により実際の派遣労働者にどのようなメリットが生じるのか、派遣元、派遣先にとどのような影響を及ぼすのか、御説明を願いたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) まず、緊急違法派遣一掃プランについてのお尋ねでございますけれども、このプランは、本年二月二十八日に今お話のございました日雇派遣のガイドラインが公布されましたので、これを機に違法派遣を一掃するための取組を強化するものとして策定したものでございます。

その内容でございますけれども、まず、日雇派遣指針、これがガイドラインでございますけれども、ここでは、雇用契約や派遣契約の長期化、就業条件の明示の徹底、安全衛生措置の徹底、派遣元事業主の事業状況に関する情報公開などを規定し、また改正省令では、派遣元事業主からの日雇派遣の報告、派遣先責任者の選任、派遣先による就業の記録の義務化等を規定したところでございます。このプランに基づきまして、事業主に報告を求めて、日雇派遣の把握、さらには法令遵守に関する周知啓発の徹底、事業主に対する指導監督の強化、派遣労働者を始めとする相談体制の充実を行って、違法派遣の一掃に向けて努力してまいりたいと考えておるところでございます。

また、プランに期待される効果でございますけれども、このプランの実施によりまして、まず派遣労働者にとりましては、雇用契約の長期化でございますとか、就業条件の明示の徹底、あるいは安全衛生措置の徹底、さらには派遣元事業主の事業状況に関する情報公開が図られることによりまして労働者の保護の強化が図られることになると考えております。さらには、派遣元事業主や派遣先につきましては、これは当然この省令とかガイドラインを遵守しなければならぬわけでございますし、法違反に対しましては重点的に指導監督を実施することができるようになるために、コンプライアンス意識の向上が期待できると考えているところでございます。

○石井準一君 派遣労働者は過去最高の三百二十万人、二〇〇六年度の調べであります。前年比二六%増、そして会社側のマージンが三割から四割に達しておるといふ現状であります。

こうした現状に対しどのような取組が必要だと

考えておりますでしょうか。

○政府参考人(太田俊明君) 今のお尋ねでございますけれども、今、厚生労働省の労働政策審議会で中間報告で整理をしているところでございます。一点目は、今お話のございました日雇派遣などにつきましては労働者保護がより適切に行われるように省令や指針を早急に整備することということでございまして、今お話し申し上げました緊急違法派遣一掃プランを策定いたしまして違法派遣の一掃に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

それからもう一つは、今お話のございましたように、やっぱり制度の根幹にかかわる問題というのがございますから、この点につきましては、厚生労働省に研究会を設けて法的、制度的な考え方について整理を行って、更に議論を深めて、それを踏まえて対応を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

○石井準一君 一方、労働者派遣法の改正は、国会への法案提出は見送られたものの、避けては通れない事項だと考えます。労働政策審議会の中間報告では、登録型派遣の考え方など労働者派遣制度の在り方の根幹にかかわる問題について、学識者から成る研究会において引き続き検討を行うとされておりますが、検討状況と今後、取りまとめスケジュール、その先の法改正の見込みについてお伺いをいたします。

○政府参考人(太田俊明君) 労働政策審議会の中間報告を踏まえて、労働者派遣制度の根幹にかかわる問題について、二月十四日に厚生労働省に研究会を設けて今鋭意検討を行っているところでございます。既に制度の根幹にかかわるような事項について御議論いただき、またヒアリングなども実施しているところでございますけれども、これらも含めて労働者派遣制度の趣旨、あるいは登録型派遣の考え方、派遣先の責任の在り方、派遣労働者の処遇の在り方等につきまして十分な御議論をいただきたいと思いますところでございます。

この御議論につきましては、本年七月を目途に一定の結論をいただき、その後審議会で労働者派遣制度の見直しについて御検討いただくことを考えておりまして、これを踏まえて、厚生労働省としましては適切に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○石井準一君 最後に、年金問題についてお伺いをいたします。昨日も予算委員会で集中審議がなされ、午前中も民主党の各委員から大変厳しい議論がなされたところであります。年金特急便については先月までに約三十万人にお送りしたわけですが、窓口で何時間も待たされた、電話がつかないといった苦情が多いと聞きます。福田総理も、三時間、四時間待たされると私も嫌になってしまうというような発言もなされております。

今後は、四月から五月までにすべての年金受給者に、また六月から十月までにすべての現役加入者にねんきん特別便をお送りすることになっておりますが、特別便を受け取る方は年金受給者が約三千三百万人、現役加入者が約六千二百万人、今以上に混雑することが想定されます。また、今月から後期高齢者医療制度が始まり、その保険料は年金から天引きをされます。この観点からも、年金記録問題は一日も早く解決すべき政治的な大きな課題であります。今後の窓口などの業務体制充実の具体策及び一日も早く解決する決意をお伺いをいたします。

○国務大臣(舩添要一君) この窓口業務でございますけれども、今、臨時相談窓口を約千席増設いたしました。それから、対応に当たる職員は昨年の十二月で五千四百名でしたけれども、この三月には八千人まで増員しました。それからさらに、全国の社会保険労務士に御協力をいただき、例えば市町村、郵便局、こういうところでスペースを確保する、それから休日に関く日にも増やすというところでございますし、それからオペレーターに相談件数を少し増やしていくというふうなことで、混雑の緩和に向けて努力をしてみたいと思います。

思います。引き続きこの相談体制の拡充に努めて、皆さん方に御迷惑をお掛けしないような体制づくりを努めてまいります。

○石井準一君 まさに、公的年金制度は国民の信頼を基礎として常に安定的に実施されるものであり、公的年金制度の運営体制を再構築し、国民の信頼を確保するということが不可欠であります。事業運営に関する様々な問題が生じた社会保険庁を廃し、年金事業の運営業務を行う日本年金機構を平成二十二年一月にスタートする。しかし、本の表紙を変えても中身を変えなければ駄目であると、午前中の議論でもありました。表面的な組織変更の説明ではなく、現行社会保険庁から何をどのように変え、国民の信頼を獲得していくのか、その取り組み内容及び大臣の決意を改めてお伺いをいたします。

○国務大臣(舩添要一君) この年金記録問題の検証委員会から御指摘がありまして、まず組織、業務の管理運営に対してガバナンスを確立する、それからこれまでの基本的姿勢を反省した上で意識改革、業務改革を実行する、適切な人材を養成確保するとともに職員の一体感を醸成する、それから職員団体、労働組合、こういうことと適切な関係を保つと、厳しい御指摘を受けたわけでありますので、ただいま内閣官房の下に年金業務・組織再生会議が行われ、ここで新しい日本年金機構の概要について議論をいただいております。

それを踏まえて、私が任命する設立委員に本当に改革意欲と能力を持つ者のみを採用するというようなことを含めて、国民の信頼を獲得すべく具体的な検討を進めさせているところでございます。

いずれにしても、新しい組織においてきちんと国民の信頼を獲得できるように年金の業務体制を確立してまいりたいと思います。

○石井準一君 最後になりますが、厚生労働行政について、大臣はさき大臣の所信表明の中で、中長期的な課題への対応も着実に進めていかねばならない、人生八十五年時代を迎えた今、生

き生きと人生を楽しむこれからの日本人の暮らし、生き方、人生設計のイメージを描き、あわせてそれを支える仕組みを提言すべく、各分野の有識者にお集まりいただき、人生八十五年ビジョン懇談会を立ち上げたと言われております。まさに社会保障制度、国民が安心して暮らせる人生設計の中で年金はその根幹を成す大事な部分であります。

いまだ、人生八十五年ビジョン懇談会に、人生八十五年、人生の体系をつくるに当たり、大臣のその決意のほどをお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(舩添要一君) これまで戦後の日本のシステムというのは、たかだか人生六十年というように形で、例えば定年退職制にしてもそうですし、いろんな制度がそれを中心になっていった。しかし、その後、急速な長寿化ということで、今八十五年まで生きる。そうすると、今後六十五歳まで定年退職が延びましても、二十年間これをどういうふうにして生活するか。仕事を続けるというののも一つの選択肢。しかし、例えばフランスやイタリアのように、もう退職したら年金を中心に自分の趣味に生きていくというふうな生き方も一つだと思います。こういうことを含めて働き方の見直し、それから、今ワーク・ライフ・バランスと言っていますけれども、生活との兼ね合い、そういうことをトータルに考えた上で、その八十五年を支えるものとして、年金を含め社会保障制度をきちんとしないといけない。

私は、これまでの日本の改革は、例えば幕末、明治維新、ペリーという外圧がありました。昭和二十年、戦争に負ける。そして、マッカーサーのGHQがやってくる。大改革をやる。しかし、目に見えるような外圧というのが、ペリーもいなければマッカーサーもいません。今回は我々日本人が自らの力で新しい地平を切り開かないといけない。そういう思いを込めまして、単に厚生労働行政、社会保障だけではなくて、新しい国の形をどうすべきか。それは、基本は、日本人の人生八十五年の生き方、働き方、そういうことをきちんと

検討し、見直し、そして明るい希望に満ちたビジョンを打ち立てることによって初めて可能だと考えておりますので、今鋭意そういうビジョンづくりを行っているところでございます。

○石井準一君 最後に大臣の決意を聞かせていただきました。まさに厚生労働行政は国民生活に最も密着した分野であります。今後の大臣並びに関係各位の御尽力を心からお願いを申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。今日は、脳科学の振興と脳疾患の治療、そしてまた介護予防等について質問をさせていただきます。

まず最初に、脳科学の振興と医療への応用について質問をさせていただきます。

神経難病や心の病、あるいは認知症、学習障害、発達障害など、脳神経に關係する疾患の病態解明や診断、治療に、あるいは教育の一部にも關連するわけでありましても、様々な課題があるわけでありまします。こういう課題の解決のために脳科学の発展というものは欠かせないものと、私はそのように思っております。

文部科学省所管の脳科学研究の推進に關する懇談会がありますけれども、昨年五月に「脳科学研究ルネッサンス 新たな発展に向けた推進戦略の提言」、このような報告書を取りまとめたわけでありまします。

そこで、その概要につきまして、文部科学省よりお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(藤木完治君) お答え申し上げます。

ただいま先生から脳科学研究ルネッサンスの御指摘ございました。

分子生物学の進展あるいは脳機能計測技術の進歩などによりまして、近年脳の構造や機能の解明が大きく進展する可能性が膨らんできておりまして、またその成果の医療や教育や福祉等の各分野での応用も大きく期待されるようになってきてい

ると認識しております。こういった状況から、文部科学省では、平成十八年に金澤日本学術会議会長を座長となつていただきまして、脳科学研究の推進に關する懇談会を設置して、今先生からお話のありました脳科学研究ルネッサンスを取りまとめたところでございます。

〔理事連訪君退席、委員長着席〕

この報告書におきましては、脳科学研究の現状についての分析を基に、まず重点的に研究をすべき領域として四つ挙げております。脳の構造と機能の解明を行う「脳を知る」という領域、それからアルツハイマー病、統合失調症などの精神神経疾患の予防、診断、治療法等の研究開発を行う「脳を守る」領域、そして脳の発達メカニズムの解明や発達障害の予防や治療、その成果の育児、保育、教育への応用等のための研究を行う「脳を育む」領域、そして最後に、脳からの情報で制御される身体補助具等の研究開発を行う「脳に学ぶ」という四領域を挙げまして、それを重点的に進めるべきというものを指摘するとともに、これらに共通しまして、研究開発を支える高性能のイメージング技術、あるいは霊長類等のモデル研究動物の開発等を行う基盤技術開発の重要性も併せて指摘されております。

また、そのほか、研究を進める体制といたしまして、大学やその他の関係研究機関による研究ネットワークを形成していくことの必要性、そして従来の枠組みを超えた人材育成の重要性、そして倫理的あるいは社会的側面の検討を含めました脳科学と社会の調和の考え方についても、その重要性が指摘されております。

これらの脳科学に關する研究の推進、あるいは評価、あるいは人材育成、あるいは脳科学と社会との調和等につきまして統一的に検討するために常設の脳科学委員会を設置するということの必要性も併せて指摘されております。

文部科学省におきましては、これらの提言を踏まえまして、厚生労働省などの関係省庁とよく連携いたしまして、この研究に取り組んでいきたい

と思つているところでございます。

○渡辺孝男君 今御紹介ありましたけれども、この報告書の中で、「脳を守る」領域で重点的に推進すべき研究領域の一つとして認知症、あるいはうつ病等精神神経疾患の予防、診断、治療の開発が挙げられているわけでありまします。

文部科学省、そして厚生労働省としてこのような分野の研究をどのように今後推進をしていくのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(藤木完治君) お答え申し上げます。

「脳を守る」領域につきましては、研究の推進方策、文部科学省としてどのように取り組んでいるのかというお尋ねでございます。

私も、社会の高齢化、多様化などによりまして、認知症、うつ病などの精神神経疾患や心に問題を抱える人の数が増加している。あるいは、そういったことに対して近年の脳科学研究が進展してまいりまして、その原因の解明や予防、治療法の開発の可能性が相当開けてきているというふうな認識しております。まさに先ほどのルネッサンスでは、そういったことからこれらは特に重点的に取り組むべき「脳を守る」領域と特定いたしておるわけでございます。私もその研究領域に積極的に推進する必要があると認識してございます。

この領域において、特に文部科学省の行つております主な取組といたしましては、一つには、理化学研究所の脳科学総合研究センターという研究センターがございますけれども、そのセンター、あるいは科学技術振興機構において、アルツハイマー病、あるいは外傷後ストレス障害、あるいは統合失調症のような精神神経疾患を分子機構から解明し、その成果を診断、治療に結び付けるような研究開発を進められております。

また、一般的な科学研究費補助金がございまして、これにおきましても、脳研究を特定領域の一つというふうに特定して重点的に推進してきておりまして、アルツハイマー病、パーキンソン病等

の病因解明に向けた基礎研究がこれによって行われております。

これらの研究の結果、例えばアルツハイマー病の発症の原因であるベータアミロイドの蓄積が特定の分解酵素の働きが落ちるためであるといったことが明らかになっておりまして、当該疾病の治療及び予防策を見付け出す可能性につながる有望な成果が出つたところというふうな認識してございます。

精神神経疾患等に悩む方が増加している中で、非常にこの領域、重要な研究領域であると認識しておりますので、関係省庁ともよく連絡を取りながらこの分野に取り組んでまいりたいと思つているところでございます。

○政府参考人(中村吉夫君) お答え申し上げます。

厚生労働省におきましては、新健康フロンティア戦略や自殺総合対策大綱等に基づきまして、認知症、うつ病等の精神神経疾患に關する臨床研究につきまして、厚生労働科学研究の長寿科学総合研究事業やこころの健康科学研究事業などにおいて実施をしております。

平成二十年度におきましては、認知症につきましては、長寿科学総合研究事業におきまして認知症総合研究分野として認知症の予防、診断、治療の研究を盛り込むこととしておりますし、うつ病につきましては、こころの健康科学研究の公募課題といたしまして、新たにうつ病の早期発見から職場復帰に至る包括的治療に關する研究を採択することとしたところでございます。

今後とも、引き続き文部科学省など関係府省とも連携しつつ、精神神経疾患の予防、診断、治療の臨床現場での実用化を目指しながら更なる研究の推進に努めてまいりたいと思つております。

○渡辺孝男君 同報告書ですね、文部科学省の報告書の方では、「脳を育む」領域でも、重点的に推進すべき研究分野の一つとして発達障害の予防や治療ということが挙げられておるわけでございます。

この発達障害、今いろいろ解明が進んでいるわけですが、まだまだ解明しなきゃならない、あるいは治療に適用しなければならぬ、あるいは教育にもかかわってくる問題でありまして、この点、どのように今後研究を進めていくのか、今後の展望等も含めまして、文部科学省、厚生労働省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(藤木完治君) お答え申し上げます。

ただいま先生お話し「脳を育む」研究領域でございますが、この領域にしましては、脳の発達には感受性期、いわゆる臨界期があること、あるいは発達障害の原因の一部がまさに脳そのものにあることなどが解明されてきておりまして、またそれらの成果が子供の保育や教育がまさに直面している問題の解決に科学的側面から寄与できる可能性が開けてきつつあるのではないかとというふうに認識しております。

こういったことから、まさに先ほどルネッサンスで「脳を育む」という領域が大事だという御指摘になっていくところでございまして、この領域におきまして文部科学省も様々な取組を行っているところでございます。

具体的には、先ほどの理化学研究所の脳科学総合研究センターにおきまして、あるいは科学技術振興機構におきまして、この臨界期の引き金となる分子に関する研究や、あるいは言語の獲得メカニズムのような脳の発達あるいは学習メカニズムの解明のための研究、そういったことを重点的に進めているところでございます。また、そのほか、科学研究費補助金においても学習や記憶に関する基礎的研究が行われているところでございます。

これらの研究の結果、例えば臨界期の引き金となるような分子が同定され、あるいはその臨界期を早めたりあるいは遅らせたりするといったような研究成果も出つつあって、この臨界期という現象を将来育児や教育に利用できる可能性を示唆するような、そういった有望な成果が出つつあるものと認識してございます。

文部科学省におきましては、子育てや教育を今

まで以上に科学的なデータに基づいて様々行えるようになる、そういった可能性のある領域であるというふうにご認識しております。これも厚生労働省などの関係省庁とよく連携しつつ、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○政府参考人(中村吉夫君) お答えいたします。

厚生労働省では、厚生労働科学研究のこの健康科学事業などにおきまして、発達障害の原因の究明、診断、治療、支援の方法などに関する調査研究を行っております。

具体的には、平成十九年度から発達障害者の新しい診断、治療法の開発の研究を行っております。平成二十年度より発達障害の実態把握のための疫学調査や、青年期、成人期の発達障害者に対する効果的な支援方策に関する研究などの研究に取り組むこととしております。

今後とも、引き続き関係府省と連携しながら、発達障害の適切な診断や治療の実用化を目指し、更に研究の推進に努めてまいります。

○渡辺孝男君 先ほどの報告書の中でも一つお聞きしたいのは、「脳に学ぶ」領域で今後重点的に推進すべき研究領域の一つとして、脳内情報を

解読、制御することによる障害者等の身体機能や認知機能の回復、補完という分野が挙げられておるわけであります。これもやはりリハビリテーション等、あるいは様々な認知機能、高次脳機能障害とかいろいろ認知機能の障害等もあるわけであります。こういうものにも応用できるのかなと期待をしているわけでありますけれども、文部科学省、厚生労働省の今後の研究の推進、並びにこれは倫理的、社会的な側面も含んでおりますので、こういう面も配慮してどのように推進していくのか、この点を文部科学省、厚生労働省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(藤木完治君) お答え申し上げます。

先生まさにお話しのとおり、脳科学の進展によ

りまして、近年、脳の信号を解読して、その信号によってコンピュータ機器あるいは身体補助具を直接操作する、そのような技術が発展しつつございまして、高齢者や障害者の方々が身体機能の改善、回復などを図れる可能性が開けてきているというふうにご認識してございます。

先ほどの脳科学ルネッサンスにおいても、これらの研究開発を「脳に学ぶ」領域として重点的に推進すべきというふうにご指摘されておるところでございますが、文部科学省としても、急速にこの領域が発展しつつあるということだご認識しておりますが、これに積極的に取り組んでいきたいと思っております。

特に平成二十年度におきましては、新たに脳科学研究戦略推進プログラムというプログラムを新規に開始することになってございますけれども、この中では、脳内情報を解読、制御することによりまして脳の機能や身体機能の回復、補完を可能とするためのいわゆるブレイン・マシン・インタフェースと呼ばれる研究開発に関してその研究開発拠点の整備を行うとともに、競争的研究費などを活用しましてこの分野の研究開発を積極的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

そして、このようなことが出てまいりますと、まさに先生お話しございましたように、脳科学研究の結果、心の動きを外部からとらえたり、あるいは外部から脳の機能に影響を与えることといったこともできるのではないかとといった観点から、やはり新たな倫理的課題が我々に突き付けられているというふうなことであるというふうにご認識しております。脳研究を推し進めるに当たっては、やはりこういったことに対して社会からのやはり信頼を得ることが必要であるというふうにご認識しておりますので、そういった倫理的側面に対しても十分な配慮をしながら研究を進める必要があると考えております。

このため、先ほどルネッサンスの中でも脳科学

委員会といった委員会を設置するようという指摘がございまして、私も、私ども、その脳科学委員会、昨年の暮れに既に設置してございまして、ここにおきましては、生命倫理の専門家あるいは法律の専門家にも入っていただきながら、こういった倫理的側面についても検討を行うこととしておりまして、社会との調和に十分配慮しながら脳科学の研究が進められるように努めてまいります。

○政府参考人(中村吉夫君) お答えいたします。

脳科学分野における研究の成果が障害者の身体機能や認知機能の回復や補完につながり、障害者の生活を豊かなものにしていくことは極めて重要なことであると考えております。

このため、厚生労働省におきましては、脳内情報処理技術を現場に適用し、考えただけで機器が操作できるようにするなど、障害者の生活を支援する機器の研究開発などの取組を行っております。

また、この分野における研究につきましては、先ほど来議論がおりますように、特に倫理的、社会的合意に留意することも大変大事でございまして、今後の研究開発の進展に応じて指針などを策定することも検討していきたいと考えております。

○渡辺孝男君 確かに、脳科学の研究、進んでいけばいろいろなことが、今は不可能なこともできてる、あるいは障害を克服するために役に立つ技術となっていくわけでありまして、自己とか何とか人間のあるべき姿がどういふものなのか、いろんな社会的、倫理的側面も出てまいりますので、こういうものをきちんと配慮しながら研究を進めていたきたいと、そのように思っております。

先ほどから脳科学委員会のことがお話に出ておりますけれども、おおよそのことは分かっていますけれども、今後どのような活動をしていくのか、この点につきまして文部科学省にお伺い

をしたいと思います。

○政府参考人(藤木完治君) お答え申し上げます。

脳科学委員会についての今後の活動の展望というところについての御質問でございます。

脳科学委員会は、先ほど、脳科学研究ルネッサンスの中でまず提言をされたことを踏まえまして、脳科学に関する研究開発計画の作成や推進、それからその評価、あるいは脳科学研究人材の育成や、先ほど出てまいりました脳科学と社会との調和等々の問題につきまして統一的に審議を行うという目的を持って昨年の十一月に設置されております。

この委員会におきましては、実は、脳科学研究の重要性にかんがみまして、昨年十月に渡海文部科学大臣から脳科学委員会が置かれております科学技術・学術審議会に對しまして、長期的展望に立つ脳科学研究の基本的構想及び推進方策についての諮問が行われておりまして、この諮問が行われたことを受けて、当面はこの諮問に対する答申案の作成に関する具体的な審議を行う予定とさせていただきます。

脳科学は、自然科学から人文社会科学まで大変幅広い分野を包含する分野横断的な総合科学でありますことから、答申案の作成に当たりまして、今後、脳科学委員会において幅広い分野の専門家に参加していただき、そして、多様な観点から十分な時間を掛けて議論を尽くしていただくというふうなことを考えてございまして、約一年ほど掛けて第一次答申案の取りまとめをお願いしたいというふうなことを考えているところでございます。

○渡辺孝男君 脳科学に関しましては、主に文部科学省、厚生労働省の方でいろいろな研究を進めていくというところでございまして、本年度の予算についても先ほど触れていただいたわけでありまして、追加として、何か脳科学の研究に本年度このように取り組むという事業がありましたら、厚生労働省、文部科学省にお伺いをしたいと思います。

す。

○政府参考人(藤木完治君) 文部科学省としてのどのような取組、予算があるのかという御質問でございます。

何度か既にもう触れさせていただきましたので、ごくごく簡単に触れさせていただきますと思いますが、まず、先ほど、脳内情報を解読、制御することによって脳機能や身体機能の回復、補完を可能とするブレイン・マシン・インターフェースというものを中心とした新たな脳科学研究戦略推進プログラムというものを平成二十年度に立ち上げてございまして、これに平成二十年度十七億円の予算を新規に予定してございます。

また、先ほどから何度か出ております理化学研究所の脳科学総合研究センターにおきましてはこれら様々な分野の研究を総合的に進めておりますけれども、そこにおきましては九十三億円の予算を計上しているところでございます。

そのほかに、先ほどからも科学研究費補助金の中におきましてこの脳研究を特定領域研究として特定いたしました重点的に進めておりますけれども、この予算として約二十億円程度を想定しております等々、この脳科学研究に多様な観点から取り組み、そして、そういった様々な支援を通じて社会に対して成果が還元されるよう、関係省庁ともこれから努力してまいりたいと思っております。

○政府参考人(中村吉夫君) お答えいたします。

脳科学研究に関する厚生労働省の予算の主なものといたしましては、うつ病などの精神神経疾患等について研究を行うところの健康科学研究事業がございまして、平成二十年度予算額は約十九億円となっております。

また、長寿科学総合研究の一環といたしまして、先ほどもお話しいたしましたけれども、認知症総合研究分野の取組を行っておりますが、平成二十年度の予算額は長寿科学総合研究事業の予算額約十一億円の半数となっております。

○渡辺孝男君 認知症も高齢化が進めば増えてくるというところでございまして、先ほどもその治療に

役立つような研究も進められているということでありまして、期待をしていきたいと思っております。

次に、関係があるんですけども、難治性の神経難病について質問をさせていただきますかと思っております。

一つは、複合性局所疼痛症候群、CRPSと略されておりますが、又は別名反射性交感神経ジストロフィーと呼ばれる疾患でありますけれども、この疾患は外傷とか術後とかそういうときの後遺症として起こってきまして、患部に慢性的な激痛が起るという病気で、なかなか痛みをコントロールできなくて、また治療法もなかなか進んでおらないということでありまして、生活に支障を来すために解決が求められているわけでありまして、

そこで、まず、この疾患の患者さんの実態並びに診断、治療の研究の状況について厚生労働省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(西山正徳君) おっしゃられるとおり、このCRPSですけれども、外傷を契機としてまして血行障害と疼痛が持続する疾患であるというふうなことで、診断基準もまだ確定していませんし、患者数も不明でございます。

そこで、私ども厚生労働省の科学研究費補助金におきましてこの疾患の研究を行ってまいりまして、診断の目安となる指標を作成する等の成果を上げてきたところでございます。また一方で、この研究の成果については、今年二月に広く専門家が参加するシンポジウムを開催するなど、今後更にこの疾患に関する認知が深まりまして、研究が進展することを期待しているところでございます。

○渡辺孝男君 今も研究が進んでいるということでありまして、慢性的な疼痛とか四肢の機能障害、硬直等によりまして日常生活に支障が起る、仕事ができないといった状況があるわけでありまして、こういう状況をどう障害認定に反映させるのか、また、自立支援の対策をどう講じていくのか、この点につきまして厚生労働省に

お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(中村吉夫君) お答えいたします。

身体障害者福祉法におきましては、身体の特定位位につきまして法で定める一定程度の機能障害がある場合に身体障害として認定し、様々な支援を行うこととしておるところでございます。具体的には、法律及び政令で視覚・聴覚障害や肢体不自由などの機能障害が定められておるところでございます。

このため、複合性局所疼痛症候群であることのみをもつて身体障害の認定を行うことは困難であるというふうな考えております。ただ、先ほどお話しいたしましたように、身体の特定位位について法令で定める一定程度の機能障害がある場合に身体障害者として認定することとなります。

なお、複合性局所疼痛症候群の患者の方々への支援につきましては、療養や生活上の悩みをよく聞き、相談に応ずることが大事でございますので、各都道府県に設置されております難病相談・支援センターで、疾患にかかわらず、患者、家族に対する相談、援助等を行うこととしておるところでございます。

○渡辺孝男君 このような患者さんが、かばちゃの会という患者会をつくっておりますが、今からもう四年ぐらい前でありまして、平成十六年の十月に当時の尾辻厚生労働大臣に申入れをしまして、私も同席をしたわけでありまして、そのときの要望の内容は、CRPSを特定疾患に認定していただきたい、あるいは自立生活の支援をお願いしたい、それから身体障害者としての認定を求めたものでありますけれども、もう四年になりますけれども、その後どのような検討がなされているのか、舩添厚生労働大臣にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(舩添要一君) このCRPSにつきましては、平成十九年三月に特定疾患対策懇談会において検討が行われましたけれども、その際に、ほかの二疾患が難治性疾患克服研究事業の対象として選定されたわけで、たくさんございますので、

その優先順位を付けているということでございます。今後とも、また特定疾患対策懇談会において議論をしたいと思います。

それから、ただ、今委員が御指摘のように、身体障害者福祉法において、特定の部位について法令で定める一定程度の機能障害がある場合には身体障害者として認定すると、そういうこととしてございます。

また、複合性局所疼痛症候群の患者の方々への支援につきましては、療養や生活の上での悩みをよく聞き、相談に応ずることが大事でありますので、各都道府県に設置された難病相談・支援センターで、疾患にかかわらず、患者、家族に対する相談、援助等を行うことを行っております。

○渡辺孝男君 痛みというものが加わっておりますので、ただ単なる機能障害としての身体障害の認定というよりも、この痛みをどう配慮して身体障害の認定に結び付けていくのかということが大事なまた課題でありますので、この辺も研究をしていただければと思います。

次に、脊髄小脳変性症について質問をさせていただきます。

この疾患は、青年期にも発症する場合があります。まして、今のところなかなか根治ができない、徐々に悪化をしていくわけでありまして、この対策が大変重要となっております。本症の診断、治療の研究の現状について、厚生労働省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(西山正徳君) この脊髄小脳変性症についてですけれども、御案内のとおり、小脳等の機能が障害されると、運動の調節ができなくなつて、動作や歩行、言語、嚥下障害が起こると。患者さんの発生状況についてですけれども、平成十八年度末現在、約二万人というふうなことでございます。

この原因については、一部の患者さんでは遺伝子の異常が原因であると判明しておりますけれども、多くの場合は原因が不明であるということで、専門家の間で研究が進められているところで

ございます。

○渡辺孝男君 診断、治療、研究、いろいろ進めていただいておりますけれども、障害の認定とか自立支援のサービスとかがどのようになっているのか、この点もお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(中村吉夫君) お答え申し上げます。脊髄小脳変性症につきましては、これによつて身体障害者福祉法等に定める一定程度の肢体不自由となつた場合などには身体障害と認定され、障害福祉サービスなどの支援が受けられます。また、特定疾患治療研究事業におきまして、脊髄小脳変性症に関する医療費につきまして健康保険の自己負担分の全部又は一部が助成されることになっております。

なお、仮に脊髄小脳変性症の患者さんが障害程度区分認定や要介護認定が受けられない場合でございしても、難病患者等居宅生活支援事業によりまして、ホームヘルプや短期入所などの居宅生活支援が受けられることになっております。

○渡辺孝男君 二万人という先ほどの患者さんの数が出ておりますけれども、脳科学の発展等で新しい治療法を開発していただいて、何とか社会復帰できるように御努力をいただきたいと思ひます。

次に、言語聴覚士の活動状況についてお伺いをしたいと思います。

国家資格とされました言語聴覚士の養成状況、それから有資格者数並びに就業の状況等について、簡潔に厚生労働省の方からお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(外口崇君) 言語聴覚士を養成するための学校及び養成所数でございますけれども、平成十九年四月現在で五十九校、入学定員は二千三百四十三名であります。また、免許取得者数は平成十九年十二月現在で一万二千五百四十三名であり、医療施設に従事する者が平成十七年十月現在で常勤換算で五千七百九十六名、介護保険施設

に従事する者が平成十八年十月現在で常勤換算で千二百七十一名となっております。

○渡辺孝男君 言語聴覚士がかかわっている嚥下障害ですね、そういう検査とか嚥下訓練等があるわけですが、こういうものがどのようになっているか、増えているのか、その動向について厚生労働省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(外口崇君) 嚥下障害の関連についてでございますけれども、これについて、日本言語聴覚士協会が会員を対象としたしまして複数回答でその専門領域を調査した結果によりますと、摂食、嚥下を専門領域とする言語聴覚士の割合は、二〇〇三年は約六七％、二〇〇五年は約七五％、二〇〇七年は約七八％となっているものと承知しております。

○渡辺孝男君 どんどん、そういう高齢化に伴つて様々な疾患で嚥下障害等も起こるわけでありまして、そういう活動が増えているということでもあります。

言語聴覚士は嚥下障害の検査とか訓練に携わっているわけでありまして、嚥下訓練なんかは医師あるいは歯科医師の指示の下で訓練を行うわけでありまして、そういう業務の途中で、やはりたまたまたりすることがあるわけでありまして、吸引行為というのがそれに付随してくるものとして必要性が高まっているわけでありまして、医療現場ではもうこの言語聴覚士が実際にそういうことが起これば吸引行為をするということにならざるを得ないんじゃないかと私は思っておりますけれども、医師あるいは歯科医師の包括的な指示の下で言語聴覚士も吸引行為がきちんとできるように環境整備が必要なのではないかと、そのように思ひますけれども、この点について検討されているのか、外添厚生労働大臣にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(舩添要一君) これは、たんの吸引についてどうするか。在宅で例えば家族がやる、これは認めておりますけれども、今のこの言語聴

覚士などの場合にどうしてもやっぱり医師との役割分担、今委員がおっしゃったように、医師の適切な監督指導の下に行うのはどうかと、こういう点についても今後検討を進めてまいりたいと思ひます。在宅においては、もうやむを得ない場合はやれるということになっていきますので、少しこれは国民的な議論を行った上で検討を進めたいと思ひます。

○渡辺孝男君 やはり業務で訓練をしているときにたんの絡まつてしまつたとか、誤嚥すれば肺炎になつたりすることもあり得るんで、即対応せざるを得ないんですね。だから、現場の状況をよく判断していただいて、こういうものも医師、歯科医師の指示の下で適切に吸引行為もできるようによく検討をしていただきたいと、そのように思ひます。

以上で質問を終わります。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。来週から後期高齢者医療制度の保険料の天引きが始まりますが、直前になって長寿医療制度と名前を変えた。大臣、これ何で呼び名変えたんですか。

○国務大臣(舩添要一君) これは、この制度についての説明が十分でない、そしてできるだけ身近で親しみやすいような通称としてこういう名称にするということを経理の方から御提案がございました。

それで、やはり生活を支える医療だと、そして本当に長生きしてよかったなと、そういう意味での長寿を国民が喜ぶことができるような仕組みの環としてこの新しい医療制度を位置付けたいと。そして、法律自体は御承知のように二年前の六月に成立しておりますけれども、その後いろいろな紆余曲折があり、様々な暫定的な移行措置その他をとっておりますけれども、やはりここにきて周知徹底十分行われていないと、そういうようなことで、経理の指示の下にこの長寿医療制度という通称を提案した次第でございます。

○小池晃君 法律の条文、どこ見ても長寿医療制

度という言葉はないんですね。こういう名前変えるんだって法改正必要なんじゃないですか。

○国務大臣(舛添要一君) あくまでこれは通称で、初心者マークというのを若葉マークというのと同じような意味だということに理解をしております。

○小池晃君 要するに中身変わらないということ、こういう取り繕いで私はこの制度の本質を隠すことできないというふうに思うんですよ。

資料を見ていただきたいんですが、その実施対策本部がQアンドAというのを出してまして、今まで言ってきたような言い訳が始まっているんですね。これ見ますと、保険料が何かすごく安くなるというような数字が出ているんです。国保から後期高齢者になると、例えば基礎年金だけの場合、月額二千八百円が千円になる。これは、二千八百円というのは、これは資産割が入っていない数字ですね。確認です。

○政府参考人(水田邦雄君) この二千八百円という額でございすけれども、これはそもそも国民健康保険の資産割については入ってございす。ただ、なぜ入っているかといいますと、全般的な傾向を見るためには八割の市町村で採用しているものをいれる必要があると考えたからであります。

○小池晃君 私、言い間違えました。資産割が入っている数字ですと確認したわけです。入っているんですね。

しかし、基礎年金だけの単身世帯でどれだけの人が資産割を払っているかというと、本当に限られたケースだというふうに思う。こういうケースというのは所得割も掛かりませんから、基本的には均等割と平等割だけという方が多いと思うんですね。

お聞きしますが、基礎年金のみの受給者で均等割と平等割だけで月二千八百円の保険料という、そういう自治体はあるんでしょうか。

○政府参考人(水田邦雄君) これは、応益保険の方でございまして、全国平均的な保険料率等を用

いて算定した後期高齢者医療保険料と、それから約八割の市区町村が採用している方法によりつつ全国平均的な保険料率等を用いて算定した国民健康保険で比較でございすので、具体的な市区町村というよりは全体の傾向をつかむために用いたものでございす。

○小池晃君 いや、私の聞いたことに答えてほしいんですけども、均等割と平等割だけで月二千八百円という自治体はありますかと聞いています。

○政府参考人(水田邦雄君) この算定基礎を申し上げますと、被保険者均等割二・三万円、世帯別平等割二・四万円、資産割、世帯割一・九万円、所得割率七・三六%という平均を取ったものでございす。

○小池晃君 だから、私言ったことに答えてないじゃないですか。資産割入れればそうなるかもしれないけれども、均等割と平等割で月二千八百円、私ども実際に国保料の算定方式が公開をされている千四百市区町村全部調べました。均等割と平等割だけで二千八百円の自治体は一つもありません。これは本当に極端な形で数字を出してきて、あたかも大幅に保険料が下がるかのように言うのは私フェアではないというふうに思います。

それからさらに、低所得者では負担が軽減され、高所得者では負担が増えるというふうにあります。これが根拠は何ですか。

○政府参考人(水田邦雄君) 一般的にはと申し上げておりますが、先ほど言いました全般的な傾向で見ますと、夫婦の場合、平均の年金収入が五百二十万円以下の方であると全般的には下がる傾向にあるということでございます。つまり、逆に言えば、年金収入を御夫婦で五百二十万円超えるところ負担が増える傾向があるということを言っているわけでありす。

○小池晃君 これもそんなことないんですね。実際に私どもは、各自自治体で示している保険料の計算式、現状の国保料の計算式とそれから後期高齢者の計算式を当てはめて、実際全部算定してみま

した。資料で全国八百五十五市、町村までちょっとできなかったのでも市と区でやりましたけれども、こういう形で計算すると、例えば高齢者夫婦世帯の場合、やはり低所得者の方がむしろ負担が、もちろん負担減になるところもあるんですけど、それは否定しません。いろんな自治体があるんです。ただ、こうやって大まかに見てみると、決して政府が言っているように低所得者の方が負担が軽減されて高所得者で負担が増えるなんていう傾向はこれ出てこないんですよ。

大臣、この新たに出したQアンドAでかなりいろんなことを言い出しているんですが、この資料の中でもはっきり言っているんですね。国保料というのは、これは自治体ごとに違うわけだから、保険料の計算方式も違うし、医療費も水準も違うんだから、やはり単純な比較は難しいと一方で言っているわけですよ。そういうふうに言いながら、何かこう数字を見ると、大幅に保険料が下がるようなそういう数字だけ示すというのは私はこれははっきり言ってミスリードじゃないかと思えますけど、大臣、いかがですか。

○国務大臣(舛添要一君) これは細かく申し上げますと、年金収入、夫婦世帯では五百二十万円程度まで、そして単身世帯では年金の収入金額にかかわらず負担増にならないと、こういうようなことをずっとお伝えしてきたんですけれども、それぞれの人のとって幾らになるんだと。それは、全体五百二十万と行ってどうだというのは分かりませんから、平均値を取ったかどうか。だから、その平均値にぴったり合う市町村があるかないかというのはそれは分かりません。しかし、全体の傾向はそうだと。

ただ、委員御承知のように、東京都のように、それぞれ市町村によって特別計算方式をやったりする。そこにおいて今言ったようにかえって裕福な方の方が軽減されるようなケースも出てきています。しかし、東京都は広域連合の中でそういうことに対する是正措置もやっています。ですから、分かりやすく一般的な平均値で、こうですよとい

うことじゃなくて、条件をきちんと付けて申し上げておりますので、どうか御理解をいただければと思います。

○小池晃君 だから、一般的な平均値じゃないんじゃないですかと云っているんです。これ資産割まで含めて基礎年金だけの受給者を比較するというのは、これは実態を反映していない数字ではないですか。それから、低所得者の方は負担軽減され、高所得者で負担増えると言っているけれども、そんなふうに乱暴に言えるんですかと。これは単身者ではそういう傾向が一定あるかもしれない。しかし、夫婦世帯にしてみると、それはないですよ、そういう傾向は、はっきり言って。

だから、私はこういう形で、何か、一方で言っているわけでしょう、単純な比較難しいと。言いながら単純な比較出しているじゃないですか。こういうやり方は私は誤解を招くんじゃないかと。正確にやはり国民に対して説明していく必要があるんじゃないですか。これ見た人は、ああ、もう保険料下がるんだなというふうに思うでしょう。そういう自治体ばかりではないと、むしろ夫婦なんかの場合は逆に増えるケースは多いと、そのことをはっきり率直におっしゃった方がいじゃないですか。いかがですか。

○国務大臣(舛添要一君) いや、同じお答えになりますけれども、一般的な傾向を示して、しかしそれは条件を付けてかくかくしかじかということを示し上げておりますし、東京都の例も出した。そして、単身で六・六万円だけ、それから夫婦で厚生年金だけ、十六・七万円ですか、これだとこうだというようなことを話をしていくわけで、あくまで一般的な傾向だということですから、それはミスリードではなくて、各市町村によって、個々特別な事情によって違いがありますので、そこは何度も申し上げておりました。

○小池晃君 私はこういう宣伝の仕方というのは、やはり新しい制度を始めるときにフェアなやり方ではないし、むしろ、こういうことをやるから国民は非常に不信感を持つてくるんだと思いま

すよ。やっぱり事実をありのままに伝えるという姿勢を取るべきだというふうに思います。

天引きは、昨日も申し上げましたけれども、中止すべきだし、後期高齢者医療制度は廃止をするということを変更したいと思っています。

あわせて、ちよつと医療に関連して、中央公論の三月号に村上正泰という方が「このままでは医療・介護難民が発生する」という論文を、文章を発表しておられる。今日、資料の五枚目に入れておりますが、この方は今週発売の週刊東洋経済にも同趣旨の発言を写真入りで載っていますね。

この村上正泰という方は、いつからいつまで、厚労省のどのポストにあったんですか。

○政府参考人(水田邦雄君) この村上正泰氏は平成十六年夏から平成十八年夏まで保険局総務課に在籍されていたと記憶しております。

○小池晃君 厚労省では医療費適正化計画、後期高齢者医療制度などの改革法案の作成にかかわってきたということですね。

○政府参考人(水田邦雄君) この方は保険局総務課の課長補佐をしておられましたので、医療保険制度全般に関する業務に参画しておられたと記憶しております。

○小池晃君 この文章の中で村上氏は、三十八万床の療養病床、二十三万床も削って十五万床にしてしまふ、今から振り返れば、本当に大丈夫なのだろうかというふうに書いています。

この決定過程についても詳しく述べていて、二〇〇五年十二月の与党の医療制度改革大綱のときには具体的方針がなかったけれども、〇六年度の診療報酬改定で急に医療区分一、この点数が出てきて、これでは不採算になるんじゃないかと。そうしたら、介護の世界からも、それまで介護保険制度改正のときは全く議論されていなかった介護療養型病床の廃止が急に老健局から持ち込まれてきたんだと。それぞれ縦割りでみんなが勝手にやっていて、まとまったものを見ると大変なことになっていくというところに愕然としたというようないことが書かれていて、村上氏は、二十三万床の病

床削減が縦割り行政の弊害により細部にわたるまで十分な対応が練り上げられないまま打ち出された、患者の受皿が整備できるのか不確かなまますべてが突然決まったというようなことを書いておられます。

これ、書いていることがすべて正しいかどうかという、これは分かりませんが、その当時いろんな形で言われてきたことがかなり裏付けられるような話に私は読めた。

大臣、こういうやっぱり政策決定過程の在り方というのは大変問題があるんじゃないかと思ひますが、ちよつと大臣、時間ないから大臣に答えていただきたい。

○国務大臣(舛添要一君) 今回の論文を初めて見ますので、きちんと読んでみてどうということであつたかというのを答ええしないと、ぱつと見ただけで時間があるかもしれません。

ただ、基本的にはやっぱり、例えば分かりやすい言葉で言うと、社会的入院というのをいかに減らしていくか。医療資源というのは限られているわけ、それを最適な配分をすることによって持続的な医療制度、国民皆保険制度を守っていくと、そういう視点が必要なので、ここに書いている縦割り行政ですか、そういうことできちんと政策プロセスがいっていないということが本当かどうか、私もまだ読んでいませんから分かりません。

しかし、厚生労働大臣としてやっぱり考えることは、国民の幸せのためにどういうふうに医療資源を適正に使うかということに尽きると思ひます。それは財源にしても、野方図に国民にお願いするわけにはいきません。限られた財源を使つて最も効率的なことをやる。しかし、例えば療養病床の削減計画にしても、問題があればそこで調整をしながらやっていく。そういうきちんとしたブレーキも掛けながら、そして全体像を見ながら私

はやっていきたいと思つております。

○小池晃君 しかし、これはブレーキ掛かっているんじゃないかと。この文章の中でも最後に言

われているのは、やっぱり経済財政諮問会議の二千二百億円の削減先にありきでいろんな政策決まっているから大変な事態になっているんだというところが書かれています。

今日、資料の最後に社会保障費の自然増をこの間抑制してきたことをグラフに、表にしてみましたけれども、これで見ますと、二千二百億円毎年削ってきたけれども、社会保障の自然増そのものが年々減少をしております、結局、始めた二〇〇二年と二〇〇八年を比べると、既に自然増

そのものが九千四百億円から今年度七千五百億円になっていきますから、二千億円近く減っているわけですね。だから、二千二百億円削るといふけれども、自然増そのものが二千億円減っている。

だから、私、今までの社会保障改革というのが既に行き過ぎた社会保障費の抑制をつくり出してきて、そこに機械的に二千二百億円掛けるということが大変な被害を生み出しているんだというふうに思ふんです。

こういう中で、今年度も二千二百億円削減ということをやられたわけですが、私はこの推移を見ただけでも、これ以上やっぱり二千二百億円の削減というのはこれはやるべきでないし、これははっきり大臣には来年度行わないということを明言していただきたいと思ふんですが、いかがですか。

○国務大臣(舛添要一君) 私も常々二千二百億円の削減はそろそろ限界にきているということは申し上げてきております。やはり社会保障、これは最後のセーフティーネットですから、これはきちんと守りたい。本当に政府全体の方針として全体の支出を抑制する、そういう一環としてやっていきますけれども、しかし予算は毎年決めていくわけですから、その予算編成過程においてそろそろ限界にきている。そういう意味で、これはきちんと議論して決めるべきだということは申し上げます。そして今、内閣総理大臣の下に社会保障国民

会議が開かれて、まさに負担と給付の問題について議論をしていますので、そういう場でも今後と

も主張は繰り返し続けていきたいと思ひます。

○小池晃君 もうこれは絶対にやるべきでないというのを申し上げたいです。

最後のところで、社会保険病院、厚生年金病院の今後についてちよつと聞きたいんですが、与党が整理機構、RFOに出資する方針決めたということ、大臣は衆議院でも答弁されています。ただ、RFOというのはこれは譲渡、廃止の業務を行うという組織ですから、ここに行っちゃうということは、もはや整理の対象になるんじゃないかというところが地域の住民あるいは職員の方から不安の声が出されている。

大臣、はっきり、RFOに出資するからといって決して整理の対象にするということじゃないんだということを明言していただきたい。

○国務大臣(舛添要一君) これはもう社会保険庁の改革との絡みも伴つて社会保険病院、厚生年金病院、これはもう特別会計で保有しないということと整理をされた。そして、与党の議論では今RFOに移すということでありまふけれども、何度も私が申し上げていきますように、与党の合意の中でも、そのことがこの地域の医療を損なうことがないように十分配慮をするということですから、その点は明言を申し上げておきたいと思ひます。

○小池晃君 いろんな病院あるんですが、例えば私がかつて医者としてかわつてきたときに、近くにあった、国立王子病院というのがありました。これは統廃合で、その後医療で社会保険北病院というのができたんですね。そういうまさに国立病院の廃止に伴う後医療みたいな病院もあるんですよ。

私は、地域医療が損なわれないようにということ、一般的なその話だけじゃなくて、やっぱりそういう経過もいろんな様々ある中で、歴史がある様々な病院だし、やはり公的な医療機関として維持するということを最優先にこの問題について

は取り組んでいくんだということが必要だと思ふんですが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(舛添要一君) 何度も申し上げますよ

うに、やっぱり地域医療の中核を担っているところ、その病院がなくなれば地域の医療が崩壊する、そういうことがないようにきちんと、これは与党の皆さん方の見解とも同じだと思えますので、政府・与党一体となってそういう方針でやりたいと思います。

○小池晃君 RFOの業務というのは、これは譲渡し又は廃止するまでの間の運営又は管理というのが法律上の任務ですね。

ということとは、その病院の将来にかかわる責任というのは、今後もこれは引き続き国が持つていくという理解でよろしいんですね。

○国務大臣(舛添要一君) それは、政府・与党全体でこの地域医療の崩壊を食い止めると、そういう観点から、片一方ではしかし社会保険庁改革という観点もあって、厚生年金病院や社会保険病院をきちんと改革しようという今までのニーズもあるわけですから、その両方をきちんと考えた上で、しかし地域医療を崩壊させないと、政府・与党一体としてやっていくということであります。

○小池晃君 最後もう一つ。

先ほど、神経難病の質問ありましたけれども、線維筋痛症という病気がありまして、これはアメリカの患者会の雑誌なんです。物すごく立派な患者会があって、こういうフィブロミアルジア、FMというふうに略してありますが、これ、日本でも大体患者数が人口の二%、二百万人と言われている。ところが、日本では余りこれだけの組織があるということにはなっていません。

この問題について、アメリカでは既に治療薬のリリカというのがこれは承認されていますが、これは日本でも一刻も早く使いたいという声があります。これにこたえるべきじゃないかということと、今これ治療薬未承認だし、難病指定も行われていないんですね。これ線維筋痛症の病名では保険請求することもできなくて、ほかの病名とか症状で請求するしかないというのが実態なんです。その結果、正しい治療受けられないという人もたくさんおられるんじゃないか。

私は、この新薬の、早く使えるようにするという願いにこたえること含めて、国としてやっぱりしっかりと応援していくべきじゃないかと思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(舛添要一君) 今年の一月に、患者団体の皆さんから今委員がおっしゃったように早期承認をしてくれということがリリカについてありました。それで、製薬メーカーに確認したところ、今国内メーカーも線維筋痛症に対する薬の開発を始めたということでありまして、開始するという意向を今確認いたしました。厚生労働省としてもこれを支援していきたいです。

それと、難病支援、先ほどの疼痛症の話もありましたけれども、もう本当にたくさん疾患がありまして、どういうふうに優先順位を付けるかというところでございます。これもまた特定疾患の難病の検討会において検討を今後する課題になると思います。

○小池晃君 しっかりと応援していただきたいと思っています。

終わります。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。

社民党は、産声の聞こえる街づくりプロジェクトチームをつくり、今まで岩手、秋田、東京、長野と視察に行ってきました。私自身も、六日、七日、日曜日、月曜日と長野県に行つてまいりまして、舛添大臣が行かれた飯田市とそれから上田市の両方に行ってきました。

本当に医療崩壊、地方で本当に医療が大変になっていて、もうびつくりする状況で、それを医療現場の従事者の人たちが必死で食い止めているということをとどこに行つても本当に痛感します。

頭の下がるような努力をみんないして、死に物狂いでやっているけれども、今まさに医療崩壊がもう起きて駄目になるのか、それともそこに税金や人材のための政策をきちんとやって医療崩壊をもうとにかくさせないで立て直しができるか、今まさに岐路だと思つています。だからこそ、も

うそのために全力を尽くしたいと。

飯田市は行政と医療、市立病院それから開業医の人たちも連携を取つて包括的に今頑張っているということ、地域でとにかくみんなで行うというのとは良かったんですが、上田市に行きましたところ、御存じ、上田にあります国立長野病院で麻酔科がもう長年いないと。パトリタイマー麻酔科になっていて。それから、四人産婦人科が引き揚げるので産婦人科がゼロになると。つまり、これは非常に重要な中核病院であるにもかかわらず、八月の時点で産婦人科がゼロになってしまうと。

ですから、本当に産婦人科だけの問題ではないんですが、厚生労働省の資料で、平成二十年三月二十五日現在、分娩休止までの間に対応する予定の医療機関の一つに長野県この国立病院機構が入っております。対応としては、文科省、防衛省、大学、各県と産科医療派遣又は近隣医療機関の対応を検討中とあるのですが、これは今どうなっているのでしょうか。

○政府参考人(外口崇君) 国立病院機構長野病院の状況でございますけれども、まず昨年十一月の段階では、この三月末に四名の産科医師全員を引き揚げられる状況にありました。その後、派遣元大学との協議によりまして、当面七月末まで派遣を継続していただくこととして引き続きお願いしているところであります。

また、今御指摘のような全国的な実態調査を踏まえて、地域の産科医療を確保するために支援が必要医療機関として、厚生労働省としては八月以降も長野県における産科診療が継続できるように、現在、大学や県など関係者間の調整を進めているところであります。実効性のある措置が講じられるよう、引き続き努力を重ねてまいります。

○福島みずほ君 対応が必要な休止医療機関というリストがありますけれども、現場に行くと本当にもう死活問題です。厚生労働省はこの委員会でも集約化と言つてきましたけれども、この長野国立病院は地域周産期母子医療センターなわけですから、

よね。要するに、産婦人科がいなくなれば子宮がんとかがんの治療もできないし、麻酔医がいなければ外科もできないわけですね。この状況は私はもう人災そのものというふうに思いますが、いかがですか。

○政府参考人(外口崇君) 国立病院機構の長野病院の場合、例えば産科の医療でも今までハイリクスを担当しておりましたし、それから今麻酔のお話ございましたけれども、前は麻酔科医、常勤でおったんですけれども、今なかなか確保が難しく、今パートでつないでいる状況にあります。これも今関連の大学に麻酔科医の派遣をお願いしているところでありまして、やはりその地域にとつて必要な医療機関でありますので、その確保について、いろいろな方面からの働きかけを組み合わせてながら対応していきたいと思つています。

○福島みずほ君 八月までに必ず確保はできますでしょうか、どうですか。

○政府参考人(外口崇君) もちろん国立病院機構理事長を始め働きかけを行つていますし、私どもも直接働きかけを行つております。県の方も今動いておりますので、努力を重ねてまいります。

○福島みずほ君 地方に行きますと、やはり開業医の皆さんも頑張っているんですが、国立病院、県立病院、特に地域に密着ですと市立病院が地元の中核病院として非常に大きな役割を果たしている。御存じ、どこも赤字だった財政難で苦しんでいます。今日も他の委員からも質問が出ましたけれども、大臣、この国立病院などは少なくとも独立行政法人といつても国立なわけですから、国がもう少し身を乗り出して財政支援をしていく、医療人材の配分に関して国が身を乗り出していくということが必要だと考えますが、いかがですか。

○国務大臣(舛添要一君) 私もできるだけの手は打っているつもりですけれども、例えばお医者さんの不足ということについて、長野の場合は、飯田の場合は信州大学に派遣していただいた。それ

から、防衛医官を派遣していただいたところもあります。そういうふうには各官庁連携してもらうやうていくしかない。

ただ、あくまで、先ほど申しましたこれはもう緊急措置で、今やらなければ四月から閉鎖とか八月から閉鎖になるんで、それはやります。ただ、やっぱり医師の養成を含めて、十年計画の構造的な問題がありますから、これも同時に取り組んでまいりたいと思います。そして、公立、市立、国立を問わず、地域の中核病院を守っていくんだ、そしてきれいな、きれいなというか、きちんとしたネットワークを形成していくんだと、そういう観点からやっていきたいと思っています。

○福島みずほ君 これはもう力を合わせて税金を投与し、それから配分に関してやはり国がコディネートをもうすべき段階が来ている。任せておくべきではなくて、国が医者も含めてある程度身を乗り出して人材配置をやらないと、これはもう無理だと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(舛添要一君) ただ、私も産科のお医者さんといつも議論をしているんですけども、例えば、そこに、長野、上田に行け、嫌だと言っている。じゃ、どうするのか。ずつというんじゃないで、通って行つていよいよとか、週三日なら行くよという方がおられて、やっぱりお医者さんが中心ですから、そういうフレキシブルな対応ができないかな。それで、週三日行く人が二人で行つて、家族東京にいるから通いたいと言うなら今新幹線もある、例えばそういうときに交通費の補助をするというふうなことでできると思いますが、ちょっときめの細かい対策も取りたいというふうな思っております。

○福島みずほ君 財政上の援助はいかがですか。

○国務大臣(舛添要一君) これは、今緊急医療体制で本年度は百億円予算を組んでおります。ただ、これは産科だけということじゃないものですから、その限られた予算をどう有効に使うかというところで、来年度に向けて更なる予算の獲得に尽力したいと思っています。

○福島みずほ君 今、公立病院は、高知県は県立、市立をPFIにしてオリックスが受注をする。あるいは民営化したり指定管理者になったり売却をしたり、今非常にひどい、ひどいというか、地域の中で住民のためにということがなかなか果たせない。

自治体病院の疲弊について総務省にお聞きをします。厚労省に私たちは頑張れと言っています。が、先ほど自治体病院に関して交付金を出すという話がありました。総務省ももう少し自治体病院に関してきつと財政上の手当てをしていく。自治体病院、例えば秋田のある市立病院は、院長さんは二億円の赤字で苦しんでいると言っていました。二億円で自治体は苦しんでいるんですね。ですから、総務省は、これは緊急措置としても命のためにきつと交付金出してくれ、いかがですか。

○政府参考人(榮田潤君) 確かにおっしゃるとおり、自治体病院ですけれど、赤字と、それから人材がやっぱりいなくなっているというふうなことから大変厳しい経営を迫られているということだろうと思っています。

そういう中で、私も総務省といたしまして、公立病院改革を進めなきゃいかぬということ、昨年の暮れに公立病院改革ガイドラインを作りまして、再編・ネットワークをする、若しくは経営のやっぱり効率化を進めなきゃいかぬというふうなことを考えておるところでございます。

ただ、一方で、公立病院につきましましては、確かに救急医療等々、採算を取ることがなかなか大変なところを担当していただいております。そこでございます。したがって、そういうふうなところにつきましましては、各地方公共団体の普通会計、一般会計が公立病院に対して支援するという形になっております。それが平成二十年におきまして、一般会計から地方財政計画に六千七百十八億計上しておるところでございます。

総務省といたしましても、これに対して、地方交付税の算定等を通じて、各地方公共団体に

対しまして所要の財政措置を進めていきたいと思っております。

○福島みずほ君 三位ばらばら改悪と町村合併などで自治体病院はどんどんなくなっている。んで自治体病院は、もう本当に総務省は公立病院を育てていくという立場で、これは本当によろしくお願いします。

舛添大臣、舛添大臣おっしゃるとおり、超短期、短期、中期、長期ぐらゐの、本当にやらなければならぬんですが、私はもう思い切つて大学の医学部の定員を一・五倍にするとか、これは文科省との交渉があるのかもしれないんですが、そういうふうにするべきときだと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(舛添要一君) これは医師の数はどれぐらゐが適当かという話になるんで、医師の数、養成数だけでは済まない問題だと思います。

私は、少し、私の下のビジョン研究会においてもそういうことも議論をしていますが、できればお医者さんの負担が少なくなるように今度は医療クラークを入れました。アシスタント的な職種をたくさん設けることによってお医者さんの本来業務がよくできるようにするというようなことも含めてやっていきたいと思っております。総合的な対策を皆さんの御意見も踏まえた上で立案したいというふうな思っております。

○福島みずほ君 看護師さんや助産師さんの権限の拡大や医療クラークの人の活用はもちろん大事です。しかし、そもそも産婦人科がいなければ産ができないという問題がありますので、私は地方を回れば回るほど、やっぱりお医者さんの争奪戦をやっているという、これはやっぱり異常な事態、もう人災だと思っております。是非、これは文科省にも質問しますが、一・五倍ぐらゐ育てるよに心からお願ひします。

〔委員長退席、理事家西悟君着席〕

メタボについて一言お聞きします。

メタボ健康そのものが私は怪しいと思っております。健康はその人一人一人なのに、なぜ女性は九

十センチ、男性は八十五センチなのかさっぱり分からない。これはちよいと太めの人をいじめるだけのものじゃないかというふうに思っています。それで、これがまた極めて問題。だって、その人は健康であればいいわけで、一人一人が生活習慣病をどう克服するかの問題なのに、七十五歳で年齢区切ると同じように、愚行ですよ、腹回り八十五、九十で絞るのは。数字がお好きな厚生労働省は、これ間違っていると思います。

しかも、このメタボ健康で問題なのは、メタボ対策の目標として、特定健診実施率、特定健診指導の実施率、メタボ対象者の削減を総合的に達成するとして、後期高齢者医療を支える保険者からの支援金が広域連合に支払われると。つまり、メタボの健診の結果、成績がいいところ、悪いところ、これは健康保険組合から後期高齢者医療に拠出するお金をここで左右しているわけですね。厚生労働省は、これを罰かという、いや、インセンティブだと、こう言うんですが、でもこれはやっぱり変ですね。

若い人たちのメタボの健診の結果が悪いと、なぜ後期高齢者医療制度にそれが跳ね返るのかもさっぱり分からない。何か新たな利権の誕生か、制度が物すごくゆがんでしまっているように思いますが、少なくともメタボと後期高齢者をくっつけるのはやめていただきたい、どうですか。

○国務大臣(舛添要一君) まず、メタボについては、これは日本内科学会以下八つぐらいの学会の科学的根拠だということが出されました。

〔理事家西悟君退席、委員長着席〕

私もこの基準だとメタボになるということでありまして、そういう科学的だということを内科学会始め専門家の方がおっしゃっているというところ、ただ、要するに、いかに特定健診を進めるかと、そういう意味でそのインセンティブを与えるというところでありますので、それは促進したところは有利になるよ、そうじゃないと少し、まあベナルティーとまで言う言葉がいいかどうか分かりませんが、一つの政策を前に進めるため

の呼び水だというふうにお考えいただければと思います。

○福島みずほ君 そうすると、保険組合は必死でメタボを減らすようにするし、でもおかしいじゃないですか。職業柄太っている人は、お相撲さんたちは別かもしれませんが、要するに、一人一人が健康であることが大事なのに、何でこうやって上から、女子高生のスカートを下から何十センチと決めている校則ぐらい非常にくだらないですね。これはもうおかしいわけで、どうしてそれと拠出金の関係が連動するのか。私もし健康保険組合の人間だったら、じゃ、やせている人間を採用せよと言いかねないですよ。おかしい、これは長い目で見てばかばかしい結果を生むと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(舛添要一君) ですから、とにかくやってみましょう。そして、やっぱり生活習慣病、それは、例えば私自身がそれに引っかかると言ったのは、やっぱり運動不足とか、もう少し運動をすればもっとスリムになる可能性はあるんですよ。ですから、生活習慣病を含めて健康を保つために悪いことじゃないですよ、健診するの

です。ですから、そのインセンティブを与えてやってみて、しかし余りにも弊害があつて何の役にも立ちませんと、それでかえってちよつと太っている方がいいんですみたいなことになったら、それは制度を見直すということで、柔軟に対応したいと思います。

○福島みずほ君 メタボ健診そのものが怪しいという問題ということと同時に、今日の私の質問は後期高齢者医療制度への拠出金、インセンティブではなく、要するにペナルティーとしてやるわけですね。連動している、お金の問題になつていないということなんです。これはやっぱり非常に見直すべきではないですか。何の根拠もないじゃないですか。

○国務大臣(舛添要一君) 要するに、人生最後ま

で見たときに、なるべく健康で長寿を続けていく、そのためには急に七十、八十でやっても間に合いません。やっぱり現役のときからきちんと生活習慣病に対して対策をしていく。それが最終的に老後になったときに健康な寿命を続けることにつながるわけですから。

そういう意味で、そういう方がたくさん増えれば当然医療費も削減されていく。したがって、その成果が上がる方々にはそれはインセンティブとして機能する。何にもしない、生活習慣病ももう気にしないで、たばこは吸いっ放しだ、運動はしない、そういうことであれば、これは長期的に見れば後期高齢者の医療費を増やすことにつながるわけですから、そういう連動はあるというふうに御理解いただければと思います。

○福島みずほ君 いや、おかしいんですよ。現役世代の結果を後期高齢者医療制度に出す保険組合の拠出金にしているわけで、高齢者の医療費は削減する、そして若い人々にはメタボでいじめ、メタボ健診、この薬を飲めとかやってまた新たな利権ができるんじゃないか。やっぱり非常に変な制度で、しかもこれが連動しているというところがおかしいと思います。

済みません、今日は実は介護労働者の労働条件を実は聞こうと思ひ、次のテーマに行きます。一言、多くの女の人の人たちが、若い人から、もう介護労働者の給料が安い、十四万円、十三万円、生きていけないということを特に聞いております。これで、平成十九年八月に出された新人材確保指針によれば、給与を国家公務員福祉職の体系を参考にすることだけども、何の制度設計もやってないんです。だとすれば、これは国が給与アップのために何をやるのか。制度改革、制度変革が必要ではないかということについて答弁をお願いします。

○政府参考人(中村秀一君) 昨年八月に出させていただきました福祉人材、介護人材の確保指針では、委員おっしゃるとおり、給与水準については他の分野における労働者の給与水準や地域の給与

水準等も踏まえ、適切な水準を確保すべきこととするともに、御指摘ありましたように、給与体系の検討に当たっては国家公務員の福祉職俸給表等も参考にすべきものとしたしております。

委員からお話ありましたように、給与については経営者が支払うものであり、経営者と労働者の間の個々の契約に、雇用契約に基づいて定められるものでありますから、例えば国家公務員の福祉職俸給表のとおり支払えというようなことはできないわけでございます。

ただ、人材確保のためには労働条件の改善、給与も当然そこに入っておりますので、そこが大事なことは言うまでもありませんので、まずは経営者の方々の経営努力をお願いするとともに、御指摘のごいしました公的な制度で行われておりますので、そういった制度の中でもよくその点を考えていろいろな施策を打ってまいりたいと考えております。

○福島みずほ君 もう何年もこの介護労働者の労働条件を上げるために厚労省はどうするのかと交渉し、質問してきました。今の答弁だったら結局何にもしないということですよ。指針は出しているけれども民事間のものだからということじゃないですか。

民主党が介護労働者について月に二万円お金を出すということの仕組みの法案を出しています。これは緊急避難的にもうそうすべき段階だとは思っています。しかし、これは暫定措置であつて、長期的には制度設計をきちつとやらなくては行けません。厚労省がそのことになぜ踏み切らないのか。ケアマネジャーでも特定事業所加算が受けられるということなんです。〇・七％しか受けていません。サービス提供責任者の設置を義務付けているけれども、義務にもかかわらず介護報酬は払われていません。介護労働者に関する制度設計が、厚労省は配慮していない、あるいはやる気がないというふうにはしか言いがありません。

この点については私たちも提案をしますが、厚生労働省として、介護労働者の給料をどうやって

上げるか、制度設計をできるだけ早く提案してくれるよう強く求め、私の質問を終わります。

○委員長(岩本司君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(岩本司君) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。

両案について、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。

なお、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案は衆議院において修正議決されましたので、この修正部分につきましても併せて政府から説明を聴取いたします。舛添厚生労働大臣。

○国務大臣(舛添要一君) ただいま議題となりました戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

戦没者の父母等に対しては、その置かれた状況にかんがみ、これまで特別給付金として国債を支給してきたところでございますが、今回、これらの方々に改めて特別給付金を支給するため、この法律案を提出した次第であります。

改正の内容は、平成十五年に継続して支給されることとされた特別給付金国債の償還が終了した戦没者の父母等に対し、改めて特別給付金として額面百万円、五年償還の国債を支給することであり、以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

三九号) (第八四〇号) (第八四一号)

一、病院内保育所の拡充に関する請願(第八四

(第九一九号)(第九二〇号)(第九二一号)(第九二三号)(第九二三号)(第九二四号)(第九二

医師・看護師不足は、診療科や病院の閉鎖など
域医療が崩壊しかねない深刻な社会問題となつ

ており、院内保育所など医師や看護師が仕事と子育てを両立して働き続けることができる勤務環境の整備が緊急の課題となっている。国立病院の院内保育所は、長年にわたって病院運営を支え続けてきたが、病院の一部門として位置付けられておらず、財政措置も不十分で、職員全員が非正規雇用となっており、不安定で厳しい運営を余儀なくされている。国立病院の非公務員型独立行政法人化や廃止・民営化を含む整理合理化計画の策定が打ち出されているが、今後の院内保育所の存続と運営について明確になっておらず、不安が広がっている。

ついで、次の措置を採らねばならない。

一、子供の健やかな発達と医師・看護師等医療従事者の確保のために、病院内保育所の拡充を図ること。

二、国立病院（国立高度専門医療センター・ハンセン病療養所・独立行政法人国立病院機構）の病院内保育所を病院の一部門として位置付け、国と病院の責任で存続・拡充を図ること。

三、病院内保育所に対する公的財政補助を拡充し、国立病院の病院内保育所についても財政補助を行うこと。

四、地域においても重要な役割を果たしている病院内保育所については、その役割を認め、病院敷地内での認可化を含めて、当該関係者の意見を尊重すること。

第八〇八号 平成二十年三月二十一日受理

小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願

請願者 青森県十和田市洞内家ノ向一〇

中野律子 外九百九十九名

紹介議員 田名部匡省君

二〇〇六年四月より施行された障害者自立支援法（以下「自立支援法」）は、新たな負担増を中心に障害のある人や家族に多大な影響を及ぼしている。利用した支援に掛かった費用の一割を負担させる応益負担は、収入の少ない障害のある人にとっては耐え難い負担増となっている。また働い

ても、それ以上の利用料が必要のために働く意欲をなくすという事態も広がっている。障害を補うための支援がなければ社会参加が困難な人にとつて、応益負担は「お金が払えないなら家に居てください」と言っているようなものであり、広がり始めた障害のある人の社会参加や地域での自立生活は根こそぎ奪われ、数十年前に後戻りしている。応益負担は自立支援法の最大の問題点であり、これを放置したまま、ほかの部分に手を加えても、障害のある人の地域生活を後退させることになる。また、小規模作業所は、自立支援法によつて存続の危機に立たされている。小規模作業所も自立支援法の新規事業に移行できるとされているものの、既存の法定施設が移行する場合との間には大きな格差が残されたままである。しかし、小規模作業所問題が解消の方向にあるのかのような風潮が広がり、都道府県における小規模作業所への補助金制度の見直しや打ち切りが検討されている。小規模作業所問題の解消に当たっては、新規事業への移行について既存の法定事業と同等の扱いとすること、新規事業の水準報酬単価など（の引上げを一体的に行うことが必要である。については、次の事項について実現を図られたい。

一、利用者負担は応益（定率）負担ではなく、負担できる能力に応じた応能負担を原則とすること。また、利用料の算定に当たっては本人収入のみに着目すること。

二、小規模作業所が新事業にスムーズに移行するための支援策と、移行するまで小規模作業所として存続する間の支援策を、都道府県、市町村などと一体的に講じること。なお、新事業体系と報酬単価を抜本的に見直すと同時に、報酬の日額払を月額払に戻すこと。

三、障害者自立支援法の附則並びに附帯決議に記された地域生活を進める上での課題の解消（社会資源の量的整備、所得保障、障害範囲の見直しなど）に、早急に着手すること。

第八〇九号 平成二十年三月二十一日受理
パーキンソン病患者のＱＯＬ（生活の質）向上に関する請願

請願者 沖縄県中頭郡中城村字北上原四四

九〇三 金城タツエ 外七百十三

名

紹介議員 島尻安伊子君

この請願の趣旨は、第二六五号と同じである。

第八一〇号 平成二十年三月二十一日受理

青年が人間らしく働き、将来への希望が持てる雇用の確保に関する請願

請願者 青森市浪岡大字女鹿沢字野尻四ノ

二四 羽賀正之 外二十二名

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第八一一号 平成二十年三月二十一日受理

身近な地域での安心して産める場所の確保に関する請願

請願者 奈良県生駒市東生駒月見町一九八

ノ一八 樋廻明子 外二千七十九

名

紹介議員 前川 清成君

この請願の趣旨は、第四一六号と同じである。

第八一二号 平成二十年三月二十一日受理

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願

請願者 沖縄県うるま市勝連南風原四、三

九九 稲嶺千代子 外百三十一名

紹介議員 島尻安伊子君

この請願の趣旨は、第五九八号と同じである。

第八一三号 平成二十年三月二十一日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する請願

請願者 島根県松江市浜乃木二ノ四ノ二三

ノ六〇一 仲山美代子 外二百三

十四名
紹介議員 亀井亜紀子君
この請願の趣旨は、第七七三号と同じである。

第八一四号 平成二十年三月二十一日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する請願

請願者 福島市吉倉字吉田一七ノ一 淀川

俊樹 外九十九名

紹介議員 増子 輝彦君

この請願の趣旨は、第七七三号と同じである。

第八一五号 平成二十年三月二十一日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する請願

請願者 青森県八戸市石堂一ノ一ノ二〇

菅野豊 外二百九十九名

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第七七三号と同じである。

第八一六号 平成二十年三月二十一日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する請願

請願者 山形県米沢市通町八ノ二ノ二七

樋口ちよ 外四百九十名

紹介議員 舟山 康江君

この請願の趣旨は、第七七三号と同じである。

第八一七号 平成二十年三月二十一日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する請願

請願者 沖縄県那覇市赤嶺二ノ三ノ一 田

村裕 外二百三十四名

紹介議員 喜納 昌吉君

この請願の趣旨は、第七七三号と同じである。

第八二四号 平成二十年三月二十一日受理

高齢者に負担増と差別医療を強いる二〇一八年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する

請願

請願者 北九州市八幡東区大蔵二ノ一ノ

紹介議員 一三 鬼塚賀津子 外千三十名
仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第八二五号 平成二十年三月二十一日受理

後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 岐阜県中津川市坂下一、七三〇

紹介議員 出口友和 外千二百二十九名
井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五五五号と同じである。

第八二六号 平成二十年三月二十一日受理

後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 大分市日野原七八ノ一 柴尾康孝
外千二百九十九名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第五五五号と同じである。

第八二七号 平成二十年三月二十一日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する請願

請願者 岡山市西片岡一、七二六 田中可奈子
外七百九十九名

紹介議員 姫井由美子君

この請願の趣旨は、第七七三三号と同じである。

第八二八号 平成二十年三月二十一日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷高坂町一ノ一
〇四 志田憲昭 外五百七十二名

紹介議員 工藤堅太郎君

この請願の趣旨は、第七七三三号と同じである。

第八二九号 平成二十年三月二十一日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する請願

請願者 和歌山県田辺市神島台一九ノ一
浜名麻代 外百九十九名

紹介議員 中村 哲治君

この請願の趣旨は、第七七三三号と同じである。

第八三四号 平成二十年三月二十四日受理

高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八四年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 大阪府城東区野江一ノ二ノ三 高本英司
外二千名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第八三五号 平成二十年三月二十四日受理

医療にまわすお金を増やし、保険で良い歯科医療を実現することに関する請願

請願者 神戸市須磨区白川台二ノ四五ノ二
ノ一三ノ三〇二 北村厚夫 外千二百四十五名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一三四号と同じである。

第八三六号 平成二十年三月二十四日受理

医療危機打開と患者負担軽減に関する請願

請願者 兵庫県三木市志染町戸田八三七ノ一
大眉均 外二千三百七十七名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二六六号と同じである。

第八三七号 平成二十年三月二十四日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する請願

請願者 札幌市西区西野一条四ノ一ノ二〇
ノ一〇三 小野寺秀子 外千三百九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第七七三三号と同じである。

第八三八号 平成二十年三月二十四日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する請願

請願者 沖縄県うるま市与那城屋慶名一、
二九八ノ一 兼久あさみ 外二百二十九名

紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第七七三三号と同じである。

第八三九号 平成二十年三月二十四日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する請願

請願者 富山県下新川郡朝日町山王七六
森岡元就 外三百九十九名

紹介議員 森田 高君

この請願の趣旨は、第七七三三号と同じである。

第八四〇号 平成二十年三月二十四日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する請願

請願者 神戸市中央区脇浜海岸通四ノ四ノ
一ノ一、五〇二 本江信夫 外百九十九名

紹介議員 辻 泰弘君

この請願の趣旨は、第七七三三号と同じである。

第八四一号 平成二十年三月二十四日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する請願

請願者 香川県高松市木太町四、四〇〇ノ
一 高嶋英津子 外九十九名

紹介議員 山内 俊夫君

この請願の趣旨は、第七七三三号と同じである。

第八四二号 平成二十年三月二十四日受理

病院内保育所の拡充に関する請願

請願者 札幌市西区西野十一條九ノ三ノ八
白木澤英一 外九十九名

この請願の趣旨は、第八〇七号と同じである。

第八四四号 平成二十年三月二十四日受理

高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八四年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 北海道常呂郡佐呂間町字宮前町一
〇九ノ八 松井重義 外二千七百四十六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第八四五号 平成二十年三月二十四日受理

後期高齢者医療制度を二千八四年四月から実施しないことに関する請願

請願者 札幌市手稲区前田九条一五ノ一一
ノ一 松浦隆司 外三千七百二十四名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四二六号と同じである。

第八四六号 平成二十年三月二十四日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する請願

請願者 愛媛県伊予郡砥部町宮内二、三一
四 武本美沙子 外千四百九十八名

紹介議員 友近 聡朗君

この請願の趣旨は、第七七三三号と同じである。

第八四七号 平成二十年三月二十四日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する請願

請願者 滋賀県東近江市東沖野三ノ八ノ三
一 結城洋子 外四百九十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第七七三三号と同じである。

第八五九号 平成二十年三月二十四日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する
請願

請願者 宮崎県宮崎郡清武町新町二ノ九ノ

一八 今泉崇子 外五百八十四名

紹介議員 松下 新平君

この請願の趣旨は、第七七三号と同じである。

第八六一号 平成二十年三月二十四日受理

後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 岐阜県土岐市妻木町三、〇〇八ノ

三二 岸上寿夫 外千二百四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

第八六七号 平成二十年三月二十五日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する
請願

請願者 秋田県横手市城南町一八ノ三 村

上佳尊 外百九十九名

紹介議員 松浦 大悟君

この請願の趣旨は、第七七三号と同じである。

第八六八号 平成二十年三月二十五日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する
請願

請願者 香川県高松市新田町乙八 酒井光

雄 外百九十九名

紹介議員 植松恵美子君

この請願の趣旨は、第七七三号と同じである。

第八六九号 平成二十年三月二十五日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する
請願

請願者 京都市左京区松ヶ崎河原田町六ノ

一 高見朋典 外二百十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第七七三号と同じである。

第八七〇号 平成二十年三月二十五日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する
請願

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津九二

二ノ一 藤波美祐喜 外九百名

紹介議員 川上 義博君

この請願の趣旨は、第七七三号と同じである。

第八七一号 平成二十年三月二十五日受理

病院内保育所の拡充に関する請願

請願者 大分県別府市亀川浜田町二八 林

真喜人 外百二十二名

紹介議員 足立 信也君

この請願の趣旨は、第八〇七号と同じである。

第八七九号 平成二十年三月二十五日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する
請願

請願者 福岡県筑紫郡那珂川町片縄九ノ一

九 福地幸三 外四百四十九名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第七七三号と同じである。

第八九一号 平成二十年三月二十六日受理

高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八百四年
実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する
請願

請願者 埼玉県秩父市近戸町一八ノ二〇

今井和夫 外三千四十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第八九二号 平成二十年三月二十六日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する
請願

請願者 沖縄県那覇市国場三八九ノ一〇ノ

二〇三 洲鎌政子 外二百五十四

名

紹介議員 山内 徳信君

この請願の趣旨は、第七七三号と同じである。

第九〇二号 平成二十年三月二十六日受理

後期高齢者医療制度中止・撤回に関する請願

請願者 北九州市門司区寺内五ノ四ノ三七

撰定健一郎 外三千六百九名

紹介議員 仁比 聡平君

後期高齢者医療制度は、七五歳以上の高齢者を

全体から切り離し、疾病ごとに定額制を導入し、

保険料が年金引きされ、大幅に引き上げられ、

払えなければ保険証が取り上げられるなど、高齢

者にとって耐え難いものである。

ついては、次の事項について実現を図られた

い。

一、後期高齢者医療制度については、四月からの

実施を中止・撤回すること。

二、七〇〜七四歳の窓口負担二割への引上げをや

めること。

第九〇三号 平成二十年三月二十六日受理

後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 佐賀県鹿島市浜町甲四、一六六

永山義治 外千五百十五名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第五五号と同じである。

第九〇四号 平成二十年三月二十六日受理

地域医療を守り、国立病院の存続・拡充に関する
請願

請願者 福岡県八女市室岡六五六 花村由

希 外五百四十九名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第七七三号と同じである。

第九〇五号 平成二十年三月二十六日受理

病院内保育所の拡充に関する請願

請願者 熊本市神水一ノ一ノ一九 重永

幸子 外四百十四名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第八〇七号と同じである。

第九一七号 平成二十年三月二十七日受理

後期高齢者医療制度の凍結と抜本的見直しに関す
る請願

請願者 埼玉県熊谷市池上七二〇 江森正

行 外百九名

紹介議員 又市 征治君

四月から、後期高齢者医療制度が実施され、七

五歳以上の高齢者と、六五歳以上七五歳未満で一

定の障害のある者を対象とし、都道府県ごとにす

べての市区町村が加入し設置した広域連合が運営

を行うことになっている。制度改定に対しては、

高齢者に新たな負担が生じること、低所得者への

配慮に欠けること、さらには、従来の診療報酬と

は別の体系に分けられるため、高齢者が受けられ

る医療の制限や、医療内容が低下するなど様々な

問題点がある。高齢者の暮らしと健康保持に重大

な影響を及ぼすことは必至であり、また、保険基

盤安定制度への新たな公費支出や、努力規定とな

っている健康診断事業に対する支出など、市区

町村の財政的負担が多大となるのが危惧されて

いる。

ついては、次の事項について実現を図られた

い。

一、高齢者の窓口負担割合の一次的凍結や新たな

保険料徴収の先送り・減額などの激変緩和措置

にとどまることなく、後期高齢者医療制度を凍

結すること。

二、高齢者に過度な負担を求めることなく、いつ

でも、だれでも、どこでも、平等に医療を受け

られる持続可能な医療制度とするよう、抜本的

な見直しをすること。

第九一八号 平成二十年三月二十七日受理

高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八百四年
実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する
請願

請願者 埼玉県新座市新堀二ノ八ノ四一

山田一安 外千八百九十四名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第九一九号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 富山県高岡市醍醐一、〇三〇 澤
合孝夫 外二千九百名

紹介議員 森田 高君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九二〇号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 和歌山県田辺市新万二四ノ四 藤
田マキノ 外千六百七十一名

紹介議員 大江 康弘君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九二二号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 愛媛県西条市丹原町徳能三八三
村上文三代 外二千十五名

紹介議員 山本 順三君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九二三号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 香川県高松市亀岡町一六ノ一一
中野正規 外千八百六十九名

紹介議員 植松恵美子君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九二三号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 和歌山県新宮市佐野二ノ七ノ五
辻本浩子 外千六百三十五名

紹介議員 世耕 弘成君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九二四号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 山口県下関市豊浦町宇賀四、三
五六 石山進 外二千三百二十二
名

紹介議員 林 芳正君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九二五号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 滋賀県伊香郡高月町東柳野六三七
弓削甚一郎 外二千七百十四名

紹介議員 林 久美子君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九二六号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市辻堂新町二ノ九ノ
二 松井節行 外千九百九十九名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九二七号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 新潟県長岡市渡里町六ノ三 内山
庄藏 外千四百六十三名

紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九二八号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 奈良市朱雀六ノ一二ノ一二 多田
芳仁 外千七百九名

紹介議員 中村 哲治君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九二九号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 富山県高岡市福岡町赤丸五三八

井林進悟 外二千八百五十名
紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九三〇号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 香川県仲多度郡まんのう町七箇
二、六四〇ノ一 三井泰弘 外千
八百十五名

紹介議員 山内 俊夫君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九三一号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 大阪府住之江区粉浜三ノ四ノ二四
ノ一、二〇一 山下時子 外四千
百七名

紹介議員 山下 栄一君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九三二号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 福井県大野市国時町一、五〇八
東部慶一郎 外四千七百八十七名

紹介議員 山崎 正昭君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九三三号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 愛知県新城市野田字東町屋敷四一
ノ一 松尾登久 外四千二百八十
名

紹介議員 浅野 勝人君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九三四号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 群馬県渋川市白井七一六ノ一 柴
崎勝利 外二千三百四十九名

紹介議員 富岡由紀夫君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九三五号 平成二十年三月二十七日受理
後期高齢者医療制度の凍結と抜本的見直しに關する請願
請願者 埼玉県熊谷市小泉九四九ノ一 田
島栄子 外百四十九名

紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九四四号 平成二十年三月二十七日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる二〇二八年四月
実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に關する請願
請願者 札幌市厚別区厚別東五条三ノ二四
ノ一、二二〇 工藤保己 外六千
七百二十二名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第九四五号 平成二十年三月二十七日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる二〇二八年四月
実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に關する請願
請願者 東京都西東京市富士町六ノ一一ノ
四 山口治子 外千七十七名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第九四六号 平成二十年三月二十七日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる二〇二八年四月
実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に關する請願
請願者 大分県別府市扇山二ノ一二 河
村武彦 外八千九百四十八名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第九四七号 平成二十年三月二十七日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市福井町八ノ一五 東
諭子 外七千八百四十四名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第九四八号 平成二十年三月二十七日受理
後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願
請願者 東京都八王子市丸山町一八ノ五
前田昭 外七百一名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第五五五号と同じである。

第九四九号 平成二十年三月二十七日受理
社会保障の拡充に関する請願
請願者 川崎市幸区古市場二ノ七九ノ一八
斉藤博章 外百三十二名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第九五〇号 平成二十年三月二十七日受理
医師・看護師不足など医療の危機打開のために国が医療にもっとお金を使うことに関する請願
請願者 横浜市旭区中白根二ノ一六ノ一二
江原敦子 外五十四名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一六八号と同じである。

第九五一号 平成二十年三月二十七日受理
高齢者の医療費引上げをやめ、後期高齢者医療制度の凍結・見直しを行うことに関する請願
請願者 東京都八王子市石川町一、九二〇
ノ一ノ三〇六 常見剛 外三百五十五名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。
第九五二号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 群馬県みどり市大間々町大間々
一、八三三ノ三 田部井友江 外
二千三百二十九名
紹介議員 加藤 修一君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九五三号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 長崎県南島原市北有馬町甲二、六
七五 佐藤光秋 外二千八百六十
名
紹介議員 西岡 武夫君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九五四号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 山口市小郡下郷一〇〇ノ一二
松崎ヒデ 外二千五十八名
紹介議員 岸 信夫君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九五五号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 鳥取県東伯郡湯梨浜町石脇一、一
三八 櫻井恵一 外千五百六十四
名
紹介議員 田村耕太郎君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九五六号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 福岡県久留米市西町一、三三三
八 原田英敏 外一万名
紹介議員 西島 英利君

この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。
第九五七号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 茨城県ひたちなか市東石川三、四
二〇ノ一 山岡正義 外四千三百
九名
紹介議員 郡司 彰君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九五八号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 徳島県美馬市美馬町字中耕地三三
藤山廣子 外千七百四十名
紹介議員 小池 正勝君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九五九号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 岐阜県可児市平戸五 佐藤忠司
外四千名
紹介議員 平田 健二君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九六一号 平成二十年三月二十七日受理
後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願
請願者 福岡県飯塚市柏の森六三ノ一五
水谷清美 外四百七名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第五五五号と同じである。

第九六二号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市陽南三ノ七ノ一一
神尾悦子 外二千九百九十九名
紹介議員 矢野 哲朗君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。
第九六三号 平成二十年三月二十七日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 岩手県北上市和賀町藤根二五ノ一
七ノ二 高橋芳竹 外二千百十一
名
紹介議員 平野 達男君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九六四号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 三重県伊賀市上野桑町一、三七〇
廣部羊一 外二千三百八十名
紹介議員 高橋 千秋君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九六五号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 静岡県湖西市新所六、〇七六ノ二
五 伊藤ともえ 外四千五百八名
紹介議員 坂本由紀子君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第九六八号 平成二十年三月二十七日受理
後期高齢者医療制度の凍結と抜本的見直しに関する請願
請願者 埼玉県熊谷市石原三四一ノ一四
稲村啓明 外六十九名
紹介議員 山内 徳信君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第九六九号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 鳥取県境港市渡町三、〇六〇ノ三
九西忠良 外千六百三十五名
紹介議員 川上 義博君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。
第九七〇号 平成二十年三月二十七日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 長崎市西小島一ノ二ノ七 岩永亨

外二千八百六十名

紹介議員 大久保潔重君

この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

四月八日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の
の一部を改正する法律案
- 一、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協
定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措
置法の一部を改正する法律案

（小字及び一は衆議院修正）

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の
一部を改正する法律案

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法
の一部を改正する法律

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭
和四十二年法律第五十七号）の一部を次のように
改正する。

第三条に次の一項を加える。

12 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者
であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得
した日から五年を経過した日において第五項各
号のいずれかに該当し、かつ、当該特別給付金
を受ける権利を取得した日から五年を経過した
日の前日までの間にその者と氏を同じくする子
又は孫を有するに至らなかつたものには、特別
給付金を支給する。

第五条第一項中「又は第十一項」を「から第十二
項まで」に改める。

附則第二項中「第十一項」を「第十二項」に改め
る。

附 則

この法律は、公布の日平成二十年四月一日から施行す
る。この法律による改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給
法の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協
定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措
置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協
定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時
措置法の一部を改正する法律

（駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正）

第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三
十三年法律第五十八号）の一部を次のように
改正する。

附則第三項中「平成二十年五月十六日」を「平
成二十五年五月十六日」に改める。

（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する
臨時措置法の一部改正）

第二条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関
する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）
の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十年六月三十日」を「平
成二十五年六月三十日」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（防衛省設置法等の一部改正）

第二条 次に掲げる法律の規定中「平成二十年五
月十六日」を「平成二十五年五月十六日」に改め
る。

一 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十
四号）附則第二項の表及び第四項

二 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）
附則第六項

三 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十
七号）附則第二項

平成二十年四月十七日印刷

平成二十年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C